

# 山形県国民保護計画

## 資料編

## 山形県国民保護計画資料編 目次

1	関係機関連絡先一覧	資料編	1
2	山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱	資料編	5
3	山形県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	資料編	9
4	火災・災害等即報要領	資料編	19
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	資料編	31
6	山形県危機管理要綱	資料編	43
7	安否情報関係様式	資料編	49
8	公用令書	資料編	53
9	警報の通知先一覧	資料編	57
10	避難施設一覧	資料編	59

## 1 関係機関連絡先一覧

## (1) 県

担当部署	所在地	電話番号
総務部危機管理室総合防災課	山形市松波 2-8-1	023-630-2229

## (2) 市町村

市町村名	担当部署	所在地	電話番号
山形市	防災安全課	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212
米沢市	総務課	米沢市金池 5-2-25	0238-22-5111
鶴岡市	市民生活課危機管理室	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111
酒田市	総務課	酒田市本町 2-2-45	0234-26-5700
新庄市	総務課	新庄市沖の町 10-37	0233-22-2111
寒河江市	庶務課	寒河江市中央 1-9-45	0237-86-2111
上山市	庶務課	上山市河崎 1-1-10	023-672-1111
村山市	総務政策課	村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
長井市	総務課	長井市ままの上 5-1	0238-84-2111
天童市	総務課	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111
東根市	庶務課	東根市中央 1-1-1	0237-42-1111
尾花沢市	危機管理室	尾花沢市若葉町 1-1-3	0237-22-1111
南陽市	総務課	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
山辺町	総務課	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1111
中山町	総務課	東村山郡中山町大字長崎 120	023-662-2111
河北町	総務課	西村山郡河北町谷地戊 81	0237-73-2111
西川町	総務企画課	西村山郡西川町大字海味 510	0237-74-2111
朝日町	総務課	西村山郡朝日町大字宮宿 1115	0237-67-2111
大江町	総務企画課	西村山郡大江町大字左沢 882-1	0237-62-2112
大石田町	町民税務課	北村山郡大石田町緑町 1	0237-35-2111
金山町	総務課	最上郡金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	総務課・町民税務課	最上郡最上町大字向町 644	0233-43-2111
舟形町	総務課	最上郡舟形町舟形 263	0233-32-2111
真室川町	総務課	最上郡真室川町大字新町 127-5	0233-62-2111
大蔵村	総務課	最上郡大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111
鮭川村	総務課	最上郡鮭川村大字佐渡 2003-の7	0233-55-2111
戸沢村	住民生活課	最上郡戸沢村大字古口 270	0233-72-2111
高畠町	総務課	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-3744
川西町	政策総務課	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-2111
小国町	町民課	西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70	0238-62-2111
白鷹町	総務課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-85-6122
飯豊町	総務課	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111
三川町	総務課	東田川郡三川町大字横山字西田 85	0235-66-3111
庄内町	総務課	東田川郡庄内町狩川字大釜 22	0234-56-3395
遊佐町	環境安全課	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211	0234-72-5895

## (3) 消防本部

消防本部名	担当部署	所在地	電話番号
山形市消防本部	警防課	山形市緑町 4-15-7	023-631-7218
上山市消防本部		上山市石崎 1-7-46	023-672-1190
天童市消防本部	総務課	天童市桜町 2-1	023-654-1191
西村山広域行政事務組合消防本部	警防課	寒河江市大字西根字石川西 300-1	0237-86-2595
村山市消防本部	総務課	村山市中央 1-3-13	0237-55-2514
東根市消防本部	総務課	東根市中央 2-16-23	0237-42-0134
尾花沢市消防本部	総務課	尾花沢市新町 4-5-1	0237-22-1131
最上広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	新庄市金沢字中村 1279-1	0233-22-7521
米沢市消防本部	消防課	米沢市金池 5-2-41	0238-23-3107
南陽市消防本部	消防課	南陽市三間通 445-2	0238-43-3500
高畠町消防本部		高畠町大字高畠 528	0238-52-1505
川西町消防本部		川西町大字上小松 1736-2	0238-42-3700
西置賜行政組合消防本部	総務課	長井市平山 4460	0238-88-1212
鶴岡地区消防事務組合消防本部	警防課	鶴岡市馬場町 8-13	0235-22-8320
酒田地区消防組合消防本部	総務課	酒田市千石町 1-12-1	0234-22-3214

## (4) 指定行政機関

内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛庁 防衛施設庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省  
 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省  
 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁 原子力安全・保安院 国土交通省  
 国土地理院 気象庁 海上保安庁 環境省

## (5) 指定地方行政機関

東北管区警察局 仙台防衛施設局 東北総合通信局 東北財務局 東京税関 東北厚生局  
 山形労働局 東北農政局 東北森林管理局 東北経済産業局 関東東北産業保安監督部  
 東北地方整備局 北陸地方整備局 東北運輸局 東京航空局 東京航空交通管制部  
 仙台管区气象台 第二管区海上保安本部

## (6) 自衛隊

陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊

## ( 7 ) 関係指定公共機関

独立行政法人海上技術安全研究所    独立行政法人海上災害防止センター    独立行政法人建築研究所  
 独立行政法人原子力安全基盤機構    独立行政法人港湾空港技術研究所    独立行政法人国立病院機構  
 独立行政法人産業技術総合研究所    独立行政法人消防研究所    独立行政法人情報処理推進機構  
 独立行政法人情報通信研究機構    独立行政法人森林総合研究所    独立行政法人水産総合研究センター  
 独立行政法人土木研究所    独立行政法人日本原子力研究開発機構  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構    独立行政法人農業工学研究所  
 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構    独立行政法人放射線医学総合研究所  
 独立行政法人北海道開発土木研究所    独立行政法人水資源機構  
 日本銀行    日本赤十字社    日本放送協会    日本郵政公社  
 東日本高速道路株式会社    日本貨物鉄道株式会社  
 東日本電信電話株式会社  
 東北電力株式会社  
 ジェイアールバス東北株式会社    佐川急便株式会社    西濃運輸株式会社    日本通運株式会社  
 ヤマト運輸株式会社    株式会社日本航空ジャパン    全日本空輸株式会社    東日本旅客鉄道株式会社  
 KDDI株式会社    株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北    ポーダフォン株式会社

## ( 8 ) 指定地方公共機関

山形ガス株式会社    寒河江ガス株式会社    新庄都市ガス株式会社    鶴岡ガス株式会社  
 酒田天然ガス株式会社    庄内中部ガス株式会社    社団法人山形県エルピーガス協会  
 山交バス株式会社    庄内交通株式会社    社団法人山形県バス協会    第一貨物株式会社  
 社団法人山形県トラック協会  
 社団法人山形県医師会  
 山形放送株式会社    株式会社山形テレビ    株式会社テレビユー山形    株式会社さくらんぼテレビジョン  
 株式会社エフエム山形

## 2 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成 18 年 1 月山形県制定）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例（平成 16 年 12 月県条例第 59 号。以下、この条において「条例」という。）第 7 条及び条例第 8 条において準用する条例第 7 条の規定に基づき、山形県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び山形県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第 2 条 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。なお、この場合における副本部長の順序については、知事の職務を代理する副知事の順序の例による。

3 山形県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

（1）出納長

（2）山形県部設置条例（昭和 34 年 3 月県条例第 2 号）に定める部の部長

（3）危機管理監

（4）出納局長

（5）東京事務所長

（6）企業管理者

（7）病院事業管理者

4 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、県の職員のうちから相当と認める者を本部員として任命する。

（本部室及び部）

第 3 条 国民保護対策本部に、本部員会議及び本部事務局をもって構成する本部室並びに別表 1 に定める部を置く。

（本部員会議）

第 4 条 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

2 本部員会議は、副本部長が必要の都度招集し、副本部長が主宰する。

（本部事務局）

第 5 条 本部事務局に局長を置き、危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局に局長を補佐するため次長を置き、危機管理室長をもって充てる。なお、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部事務局に別表 2 のとおり応急対策班を置き、その編成及び分掌事務については、別に定める。

（部）

第 6 条 部長は、別表 1 の部長の欄に掲げる者をもって充てる。

2 部の分掌事務は、別に定める。

3 部長は、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（現地対策本部の設置）

第 7 条 知事は、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって、国民保護対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、国民保護対策本部に、名称、管轄区域及び設

置場所を定めて、山形県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

（現地対策本部員会議）

第8条 現地対策本部に現地対策本部員会議を置く。

2 現地対策本部員会議は、山形県国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び山形県国民保護現地対策本部員をもって構成し、当該管轄区域内に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項について協議する。

3 現地対策本部員会議は、現地対策本部長が必要の都度招集し、現地対策本部長が主宰する。

（現地対策本部の組織）

第9条 前条に定めるもののほか、現地対策本部の組織その他現地対策本部に関して必要な事項は、その都度現地対策本部長が定める。

（支部の設置）

第10条 知事は、国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に支部を置く。

2 支部は、総合支庁に設置し、その所管市町村を管轄区域とする。

3 当該支部の管轄区域内において現地対策本部が置かれた場合には、当該支部は現地対策本部長の指揮の下に業務を行う。

（支部長、副支部長及び支部員その他の職員）

第11条 支部に支部長を置き、総合支庁長をもって充てる。

2 支部に支部長を補佐するため副支部長を置き、総合支庁の各部長その他総合支庁長が定める職員をもって充てる。なお、支部長に事故があるときは、あらかじめ総合支庁長が定める副支部長が、その職務を代理する。

3 支部に支部員を置き、あらかじめ総合支庁長が定める総合支庁関係課長及び関係公所長をもって充てる。

4 支部にその他の職員を置き、あらかじめ総合支庁長が定める職員をもって充てる。

（支部員会議）

第12条 支部に支部員会議を置く。

2 支部員会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成し、管轄区域における国民保護措置の実施及び総合調整について協議する。

3 支部員会議は、支部長が必要の都度招集し、支部長が主宰する。

（支部の組織及び分掌事務）

第13条 支部の組織及び分掌事務は、総合支庁長があらかじめ定めておくものとする。

2 前項により定めた組織及び分掌事務は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（準用）

第15条 第2条から前条までの規定は、山形県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。

別表 1

国民保護対策本部に置かれる部の名称	部 長
総務部	総務部長
文化環境部	文化環境部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働観光部	商工労働観光部長
農林水産部	農林水産部長
土木部	土木部長
出納部	出納局長
東京連絡部	東京事務所長
企業部	企業管理者
病院事業部	病院事業管理者
教育部	教育長
公安部	警察本部長
監査委員部	本部長が指名する本部員
人事委員会部	
労働委員会部	

別表 2

本部事務局に置かれる応急対策班の名称
総合調整班
管理班
保健医療対策班
輸送対策班
生活救援班
ライフライン対策班
建築物対策班
安否情報対策班

## 3 山形県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成 18 年 1 月山形県制定）

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、山形県の特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図 3 のとおりとする。

## （交付等の対象者）

第 3 条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第 11 条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- （1）山形県の職員（山形県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （3）知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- （4）知事が指定した指定地方公共機関

## （交付等の手続）

第 4 条 知事は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 知事は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式 1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

3 知事は、前条第 4 号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式 1）による申請に基づき、特殊標章等の使用許可をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、使用の許可を与えるものとする。

## 第 2 章 特殊標章の交付等

## （腕章及び帽章の交付等）

第 5 条 知事は、第 3 条第 1 号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第 3 条第 1 号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第 2 号及び第 3 号に

掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が

その身分を失ったときまでとする。

- 2 第 10 条第 2 項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

#### 第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第 6 章 雑則

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 山形県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部危機管理室総合防災課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

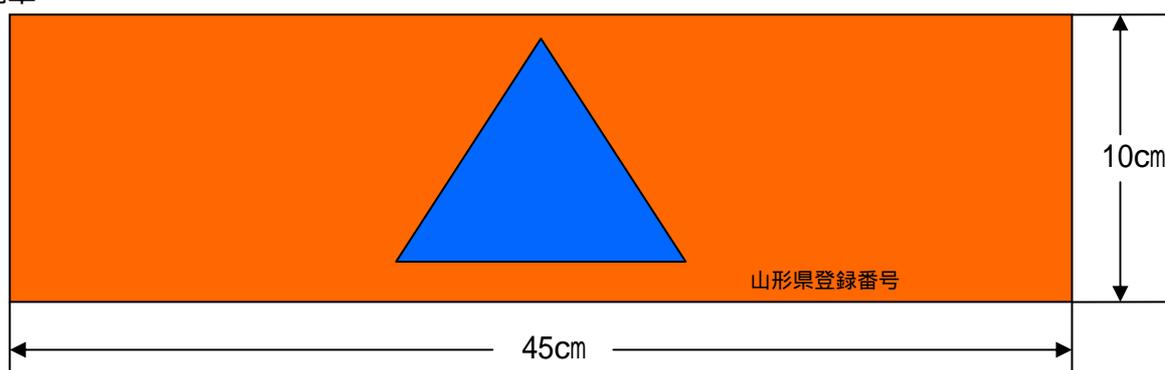
## 別紙（第2条関係）

区 分	表 示			制 式
	位 置	寸 法	材 質	
腕章	左腕に表示	別図1、のと おり	ビニール	オレンジ色地に青色の正 三角形とする。 三角形の一の角が垂直に 上を向いている。 三角形のいずれの角もオ レンジ色地の縁に接して いない。  一連の登録番号を表面右 下すみに付する。 (例：山形県 1)
帽章	帽子（ヘルメッ トを含む。）の前 部中央に表示	別図1、のと おり	ステッカー又は ワッペン又は塗 色	
旗	施設の平面に展 張又は掲揚又は 表示、船舶に掲 揚又は表示	別図2、のと おり	プリント又は塗 色	
車両章	車両の両側面及 び後面に表示	別図2、 (大)のとおり	マグネット又は 塗色	
	航空機の両側面 に表示	別図2、 (小)のとおり	ステッカー又は 塗色	

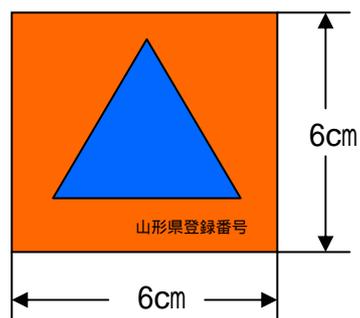
(注) 腕章及び帽章は同時に付けるものとする。

別図1 (第2条関係)

腕章

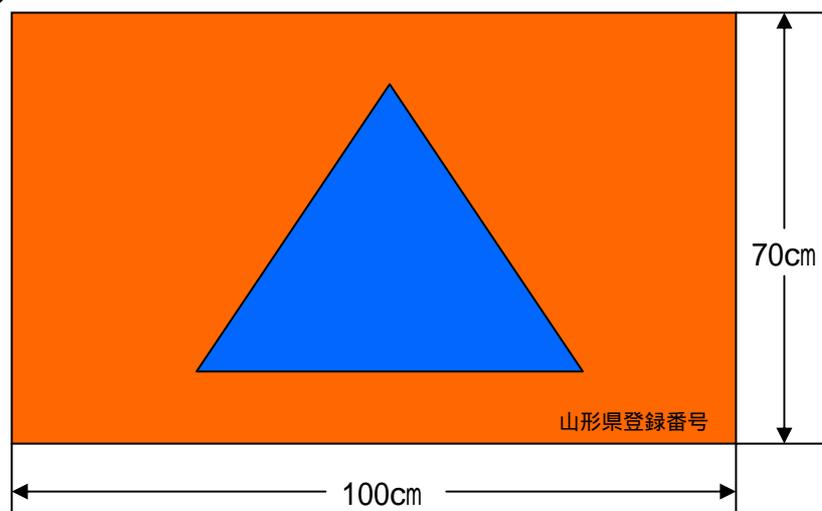


帽章

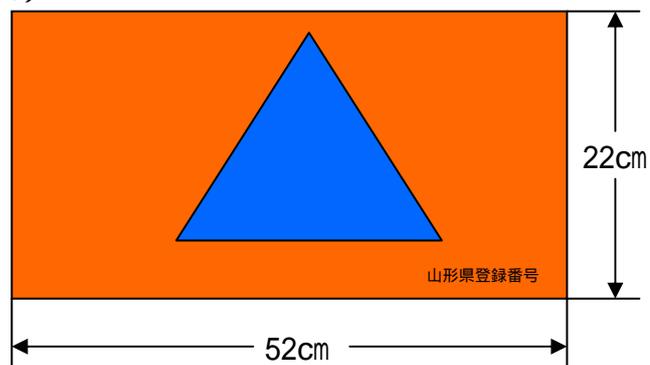


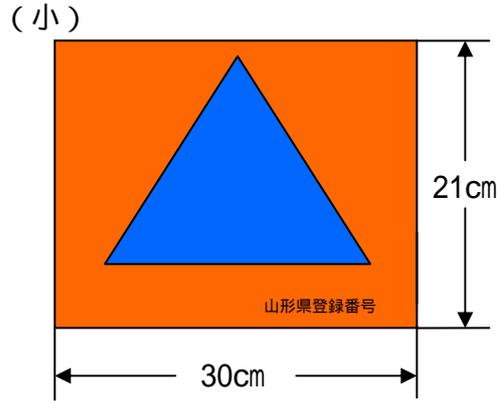
別図2 (第2条関係)

旗



車両章 (大)





別図3 (第2条関係)  
身分証明書

表面

	<p>山形県知事</p> <p>身分証明書</p> <p>IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p>for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name .....</p> <p>生年月日/Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry .....</p>		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真</p> <p>/PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))





## 別記様式 3 (第 9 条関係)

## 特殊標章再交付申請書

<p>山形県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 _____ ( 電 話 _____ )</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印</p>	年 月 日
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</li> <li>2 紛失（破損等）年月日</li> <li>3 紛失の状況（破損等の理由）</li> <li>4 その他必要な事項</li> </ol>	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。  
 2 印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
山形県知事 殿	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 印の欄は、記入しないこと。

4 火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）  
最終改正 平成 16 年 9 月消防震第 66 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

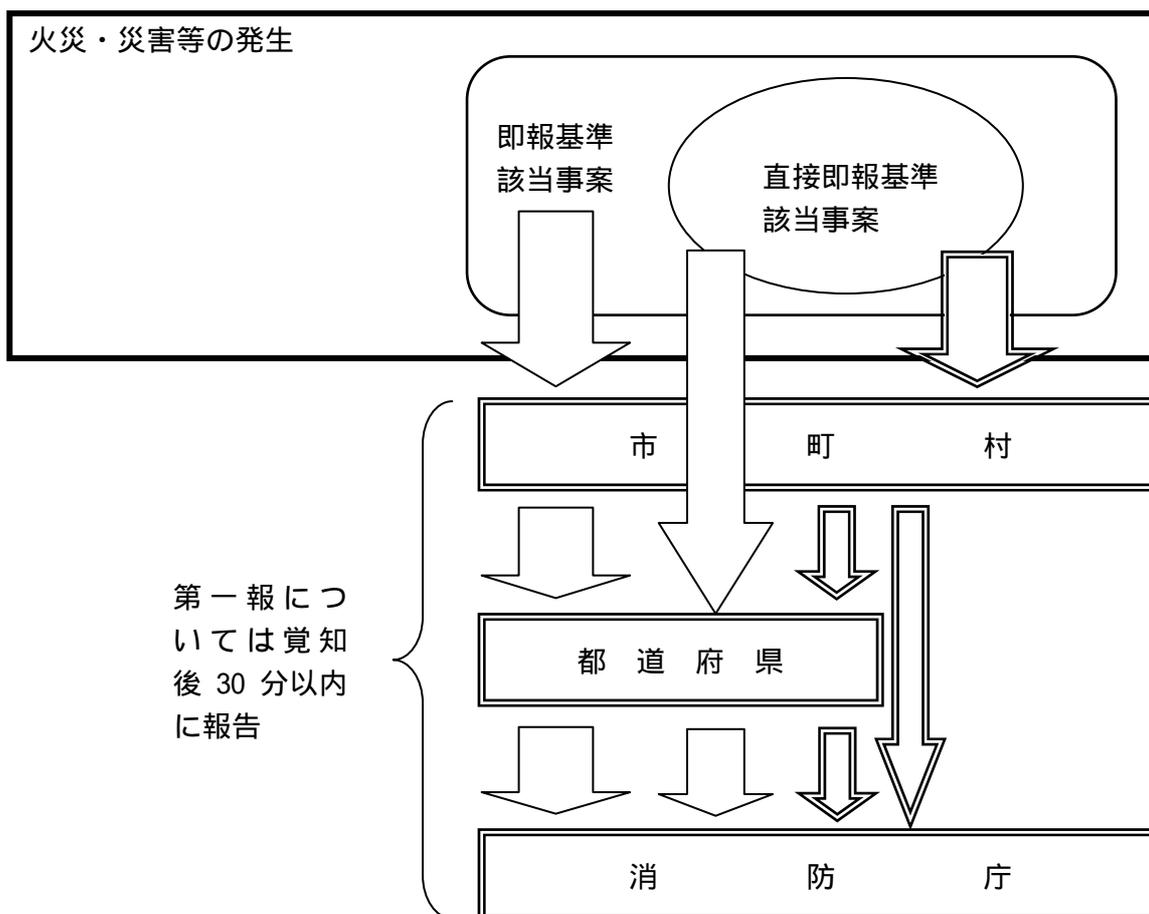
(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を

待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

## オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

## (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

## (1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

## (2) 個別基準

## ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

## イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

## ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの  
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

## 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

## &lt;火災等即報&gt;

## 1 第1号様式（火災）

## (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

## (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

## (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

## (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

## (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

## 1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

## イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

## 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情    イ 都市構成    ウ 気象条件    エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

## 3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

4) 交通機関の火災

- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

## (12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

## &lt; 救急・救助事故等即報 &gt;

## 3 第3号様式（救急・救助事故等）

## (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

## (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

## (3) 死傷者等

- ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

## (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

## (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

## (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

## (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

## (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

## &lt; 災害即報 &gt;

## 4 第4号様式

## 1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

【様式】(抄)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( )	人( )
	計 人	{ 重症 人( ) 中等症 人( ) 軽症 人( )	不明	人( )
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）

### 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

### 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2 (1) (ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

(イ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(イ) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(イ) (ア)から(イ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

#### (2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字

標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外を対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
  - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
  - ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
  - ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。
- (3) 赤十字標章等の様式等
- 赤十字等の標章
- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
  - ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
  - ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 1 ]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。

- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

#### 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
  - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

#### (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされ

ていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

#### (5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

#### (6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (7) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (I) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関  
都道府県知事が交付等を行う対象者
- (7) 当該都道府県の職員（(7)及び(7)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (I) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関  
警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (7) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 市町村長が交付等を行う対象者
- (7) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、(7)及び(7)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 消防長が交付等を行う対象者
- (7) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 水防管理者が交付等を行う対象者
- (7) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (7) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等につ

いては、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等しておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### (3) 特殊標章等の様式等

#### 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0,M-36,Y-100,K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100,M-100,Y-0,K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 2 ]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。

- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受け  
る権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、 省の  
職員、 県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4セ  
ンチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと  
異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。  
（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、  
有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行  
う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、  
平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する  
部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A  
B O式及びRh式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされてい  
ることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与して  
はならない。
- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行って  
いない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民  
保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等  
を使用するよう努めるものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュ  
ネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意  
義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるもの  
とする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成す  
るものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護  
法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができ  
る。
  - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武  
力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必  
要な準備を行うよう努めるものとする。
  - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うもの  
とする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の中で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[ 様式 1 ]

(別紙)

赤十字  
標章等に係る  
特 殊

交 付  
使用許可

申 請 書

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字)..... (ローマ字).....	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... ..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

.....

.....

(許可権者使用欄)

資 格：.....

証明書番号：..... 交付等の年月日：.....

有効期間の満了日：.....

返納日：.....



## 〔様式3〕

## 表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

## 裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 〔様式4〕

## 表面

	(この証明書を交付 等する許可権者の名 を記載するための余 白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

## 裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 6 山形県危機管理要綱（平成 17 年 4 月山形県制定）

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この要綱は、危機又は危機となるおそれがある事態への対応について、総合的な体制を整備し、併せて迅速かつ適切に対応することにより、県民が安心して生活できる環境づくりに資することを目的として制定する。

## （定義）

第 2 条 「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- （1）県民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態
- （2）県行政の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態
- 2 「緊急事態」とは、危機又は危機となるおそれがある事態をいう。
- 3 「危機管理」とは、緊急事態の発生を未然に防止し、又は緊急事態発生時に被害の拡大防止及び早期復旧を図ることをいう。

## （責務）

第 3 条 危機管理室及び各部局等の責務は、次のとおりとする。

## （1）危機管理室の責務

緊急事態発生時においては、県の事態対処の事務を統括し、対処に関する基本的な方針の案の策定、関係部局等が実施する対処措置の総合調整、関係機関との連絡調整等を行う。事前対策においては、全庁的な危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

## （2）各部局等の責務

緊急事態発生時においては、危機管理室と連携して所管する事務に係る対処措置を実施する。事前対策においては、各部局等における危機管理施策の推進及び危機管理体制の整備等を行う。

## （危機管理員及び危機管理調整員）

第 4 条 危機管理員は、危機管理の一元的対応の強化及び適正な事務の確保を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）危機管理に関する所管部局等の事務の総括に関すること。
- （2）緊急事態における危機管理監への報告及び対処措置の調整に関すること。
- （3）緊急事態において危機管理監が指示する事項に関すること。
- （4）他所管部局等における危機管理の事務を推進するために必要な事項
- 2 危機管理調整員は、前項に掲げる事務について危機管理員を補佐するものとする。

## 第 2 章 常設の危機管理組織

## （危機管理調整会議）

第 5 条 総合的な危機管理施策の推進等を図るため、危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議の構成員は、別表 1 のとおりとする。
- 3 調整会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。
  - （1）総合的な危機管理施策の検討及び推進に関すること。
  - （2）危機管理に関する情報の収集及び伝達に関すること。
  - （3）その他危機管理施策を推進するために必要な事項
- 5 調整会議の事務局は、危機管理室（生活安全調整課）に置く。

(危機管理調整員連絡会議)

第6条 調整会議の円滑な運営、危機管理に関する情報の迅速な収集及び伝達等を図るため、危機管理調整員連絡会議(以下「調整員連絡会議」という。)を随時開催する。

2 調整員連絡会議の構成員は、別表2のとおりとする。

3 調整員連絡会議は、議長が随時構成員を招集し開催するとともに、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第7条 総合的な危機管理施策を検討するため、危機管理室長は、必要に応じて、調整会議の下に、課題ごとに関係課長等からなる幹事会又は担当職員からなるワーキンググループ等を設置することができる。

第3章 緊急事態における危機管理組織

(関係課長等対策会議)

第8条 危機管理監は、危機となるおそれがあり、かつ、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催することができる。

(危機管理対策会議)

第9条 副知事は、危機となるおそれがあり、かつ、全庁的な対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、危機管理対策会議を開催することができる。

2 危機管理対策会議の組織及び運営は、調整会議に準じる。

(危機対策本部)

第10条 知事は、危機と認める事態に対応する場合、危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の本部長は知事、副本部長は副知事、本部員は出納長、管理者、危機管理監、本庁各部局及び総合支庁等の長をもって充てる。

3 本部長は、現地における事務を処理するため、必要があると認める場合は、現地危機対策本部(以下「現地本部」という。)を設置するものとする。

4 本部長は、副本部長又は本部員の中から現地本部の長を指名する。

5 対策本部又は現地本部の事務局は、危機管理室又は総合支庁等に置く。

(法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合の対応)

第11条 法令又は規程により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制に基づき対応する。

第4章 緊急事態対処の基準

(緊急事態発生時の情報伝達)

第12条 緊急事態発生時の情報伝達は、基本的に次のとおりとする。

(1) 各部局等(各総合支庁及び各行政委員会を除く。)の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を当該部局等の危機管理員に報告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた危機管理員は、速やかに危機管理監に報告する。

(2) 各総合支庁の担当課

緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を総合支庁の危機管理員に報告するとともに、関係課(本庁を含む。)に連絡する。報告を受けた総合支庁及び本庁の関係部局等の危機管理員は、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 各行政委員会の担当課

県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の担当課は、緊急事態が発生した場合においては、速やかに被害状況等を所属における調整会議の委員に報告するとともに、関係課に連絡する。報告を受けた当該委員は、速やかに危機管理監に連絡

する。

(危機管理監による事態の区分と対処措置)

第13条 危機管理監は、被害状況等から事態の推移を予測し、事態の区分を判断する。

(1) 危機と判断した場合

ア 危機管理監は、現に甚大な被害が生じるなどにより危機であると判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、対策本部の設置について意見を具申する。

イ 対策本部が設置された場合は、危機管理室及び各部局等は、知事の指示に基づき対処措置を実施する。

(2) 危機となるおそれがある事態と判断した場合

ア 危機管理監は、甚大な被害が生じるおそれがあるなどにより危機となるおそれがある事態と判断した場合は、知事に被害状況及び事態の推移の予測等を報告するとともに、危機管理監が県の事態対処の事務を統括することについて了承を得る。

イ 危機管理監は、関係部局等の意見を踏まえ、対処に関する基本的な方針の案を策定し、知事の承認を得る。

ウ 危機管理監は、対処措置を迅速かつ適切に実施するため必要があると認める場合は、対処に関する基本的な方針に基づき、関係部局等が実施する対処措置に関する総合調整を行う。

エ 危機管理監は、状況に応じて次のことを実施する。

(ア) 関係課長等対策会議の開催

(イ) 危機管理対策会議の開催についての副知事への意見の具申

(ウ) 対策本部の設置についての知事への意見の具申

オ 各部局長等は、危機管理監に対して前項に掲げる事項の実施を求めることができる。

カ 各部局等は、危機管理監の総合調整に基づき所管する事務に係る対処措置を実施する。

(3) 緊急事態にはあたらないと判断した場合

ア 危機管理監は、緊急事態にはあたらないと判断した場合は、各部局等に対処措置を要請する。

イ 各部局等は、所管する事務に係る対処措置を実施し、経過等を危機管理室に報告する。

(広報活動の実施)

第14条 危機管理室及び各部局等は、県民の安全や安心を確保するため、総務部総務課広報室と連携し、被害状況や対策の実施等に関する情報を報道機関等に対して迅速かつ適切に提供する。

## 第5章 危機管理機能の強化について

(危機発生 of 未然防止)

第15条 危機管理室及び各部局等は、平素から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び被害の軽減のための措置を講ずるものとする。

(危機管理意識の高揚)

第16条 危機管理室は、全庁的な職員の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理に関する研修会等を適宜開催する。

2 各部局等は、各部局等の職員の危機管理意識の高揚を図るため又は想定される事態対処に関する知識を習得するため、危機管理に関する研修会等を開催するよう努めるものとする。

(危機管理マニュアルの整備)

第17条 危機管理室及び各部局等は、関係部局等と調整のうえ、想定される事態対処に関する危機管理マニュアルを策定するものとする。

2 各部局等は、危機管理マニュアルを策定又は改訂した場合は、速やかに危機管理室に報告す

るものとする。

3 危機管理室及び各部局等は、環境の変化、訓練の成果等に基づき、適宜危機管理マニュアルを見直すものとする。

4 危機管理室は、各部局等における危機管理マニュアルの整備について、必要な指導及び助言を行う。

(訓練の実施)

第18条 危機管理室及び各部局等は、定期的に危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するものとし、各部局等においては、その計画及び実施結果を速やかに危機管理室に報告するものとする。

2 危機管理室は、各部局等における訓練の実施について、必要な指導及び助言を行う。

(資機材等の確保)

第19条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合の被害状況を考慮し、計画的に資機材等を確保するものとする。

(関係機関との連携)

第20条 危機管理室及び各部局等は、想定される事態が発生した場合に備えて、あらかじめ国や市町村等の関係機関と情報交換を行うなど、連携体制の構築を図るものとする。

## 第6章 その他

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、危機管理について必要な事項については、別に規定する。

## 附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 従前の山形県危機管理要綱(平成15年4月1日制定)は、廃止する。

(別表 1)

## 危機管理調整会議構成員

議 長	副知事
副議長	危機管理監
委 員	総務部次長(危機管理員)
	総務部危機管理室長
	総務部総合政策室長(危機管理員)
	文化環境部次長(危機管理員)
	健康福祉部次長(危機管理員)
	商工労働観光部次長(危機管理員)
	農林水産部次長(危機管理員)
	土木部次長(危機管理員)
	出納局長(危機管理員)
	村山総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	最上総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	置賜総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	庄内総合支庁総務企画部長(危機管理員)
	東京事務所長(危機管理員)
	教育次長(危機管理員)
	企業局次長(危機管理員)
	病院事業局次長(危機管理員)
	県議会事務局次長
	監査委員事務局長
	人事委員会事務局次長
	労働委員会事務局長
事務局長	総務部危機管理室長
事務局次長	生活安全調整課長
(事務局)	危機管理室(生活安全調整課)
陪 席	食品安全対策課長
	総合防災課長
	総務部総務課広報室長

## (別表 2)

## 危機管理調整員連絡会議構成員

議 長	危機管理室長
委 員	総務部総務課副主幹（危機管理調整員）
	総務部人事課副主幹（危機管理調整員）
	総務部危機管理室生活安全調整課副主幹
	総務部総合政策室政策企画課副主幹（危機管理調整員）
	文化環境部文化振興課副主幹（危機管理調整員）
	健康福祉部健康福祉企画課副主幹（危機管理調整員）
	商工労働観光部産業政策課副主幹（危機管理調整員）
	農林水産部農政企画課副主幹（危機管理調整員）
	土木部管理課副主幹（危機管理調整員）
	出納局総務課副主幹（危機管理調整員）
	村山総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	最上総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	置賜総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	庄内総合支庁総務企画部総務課副主幹（危機管理調整員）
	東京事務所総務調整課長（危機管理調整員）
	教育庁総務課副主幹（危機管理調整員）
	企業局総務企画課副主幹（危機管理調整員）
	病院事業局県立病院課副主幹（危機管理調整員）
	県議会事務局総務課副主幹
	監査委員事務局監査第一課副主幹
	人事委員会職員課副主幹
	労働委員会事務局審査調整課副主幹
事務局	危機管理室生活安全調整課副主幹
	危機管理室生活安全調整課課長補佐
	危機管理室食品安全対策課課長補佐
	危機管理室総合防災課課長補佐
陪 席	総務部総務課広報室室長補佐



## 様式第2号(第2条関係)

## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所 _____  氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 印の欄には記入しないこと。

(3) 様式第3号

## 様式第3号(第3条関係)

## 安否情報回答書

年 月 日			
殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

8 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成 16 年厚生労働省令第 170 号））

（ 1 ） 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号	公 用 令 書 氏名 住所	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第																														
81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81 条第 4 項 （理由） 年 月 日																																
処分権者 氏名		印																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">収用すべき物資の種類</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 15%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 15%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																										
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																											

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第		
81 条第 3 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
81 条第 4 項				
(理由)				
	年	月	日	
				処分権者 氏名 印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

## (3) 公用令書様式第三

## 公用令書様式第三

使用第	号	公 用 令 書							
		氏名 住所							
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						第 82 条	第 183 条において準用する第
		82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
		(理由)							
		年 月 日							
		処分権者 氏名						印	
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号								
		公	用	令	書				
						氏名			
						住所			
							第 81 条第 2 項		
							第 81 条第 3 項		
							第 81 条第 4 項		
							第 82 条		
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					第 183 条において準用する第		
							第 183 条において準用する第		
							第 183 条において準用する第		
							第 183 条において準用する第		
81 条第 2 項		の規定に基づく公用令書 (	年	月	日	第	号)		に係る処分
81 条第 3 項									
81 条第 4 項									
82 条									
		を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令						第 16	
								第 52	
		条							
		条において準用する第 16 条					の規定により、これを交付する。		
		(取り消した処分の内容)							
			年	月	日				
						処分権者	氏名		印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

## 9 警報の通知先一覧

## (1) 県の他の執行機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話番号
教育委員会	教育庁総務課	山形市松波 2-8-1	023-630-2906
公安委員会	警察本部警務課・警備第二課	山形市松波 2-8-1	023-626-0110
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	山形市松波 2-8-1	023-630-2075
監査委員	監査委員事務局監査第一課	山形市松波 2-8-1	023-630-2041
人事委員会	人事委員会事務局職員課	山形市松波 2-8-1	023-630-2777
労働委員会	労働委員会事務局審査調整課	山形市松波 2-8-1	023-630-2792
収用委員会	収用委員会事務局	山形市松波 2-8-1 (土木部管理課用地室内)	023-630-2566
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会事務局	酒田市山居町 2-14-23 (庄内総合支庁水産課内)	0234-24-6161
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会事務局	山形市松波 2-8-1 (農林水産部生産流通課内)	023-630-2478

## (2) 市町村・消防本部

1(2)(3)に同じ

## (3) 指定地方公共機関

1(8)に同じ

## 1 0 避難施設一覧

所在市町村名	避難施設数	うち屋内施設数	
		うち屋内施設数	うち屋外施設数
山形市	3 1 9	9 8	2 2 1
米沢市	1 3 9	6 3	7 6
鶴岡市	3 2 2	1 9 7	1 2 5
酒田市	3 4 3	1 1 0	2 3 3
新庄市	9 3	4 6	4 7
寒河江市	7 3	3 0	4 3
上山市	9 2	4 7	4 5
村山市	4 6	2 7	1 9
長井市	3 1	1 0	2 1
天童市	1 3 6	3 6	1 0 0
東根市	4 4	2 3	2 1
尾花沢市	7 1	4 0	3 1
南陽市	5 3	3 5	1 8
山辺町	2 8	2 0	8
中山町	2 1	1 0	1 1
河北町	5 8	2 2	3 6
西川町	2 6	1 5	1 1
朝日町	4 9	1 5	3 4
大江町	3 2	1 7	1 5
大石田町	5 4	4 2	1 2
金山町	2 2	1 1	1 1
最上町	1 2 2	1 1 1	1 1
舟形町	8 3	3 4	4 9
真室川町	3 1	1 6	1 5
大蔵村	1 1	6	5
鮭川村	2 4	1 2	1 2
戸沢村	2 6	1 3	1 3
高畠町	2 1	2 0	1
川西町	2 1	1 1	1 0
小国町	1 2	1 1	1
白鷹町	2 3	1 3	1 0
飯豊町	2 7	2 1	6
三川町	2 6	1 7	9
庄内町	7 5	3 2	4 3
遊佐町	5 4	2 7	2 7
計	2 , 6 0 8	1 , 2 5 8	1 , 3 5 0

## 山形市

屋内施設			
山形県立産業技術短期大学校体育館	江南体育館	山形市立蔵王第二中学校体育館	山形市立高楯中学校体育館
山形県立山形東高等学校体育館	山形市立第二小学校体育館	山形市立蔵王第二小学校体育館	山形市立本沢小学校体育館
山形県立山形南高等学校第一体育館	山形市立桜田小学校体育館	山形市立蔵王第一小学校体育館	本沢公民館
山形県立山形南高等学校第二体育館	鈴川公民館	山形市立蔵王第一中学校体育館	山形市立第九中学校体育館
山形県立山形西高等学校体育館	山形市立第十中学校体育館	蔵王公民館	山形市立西山形小学校体育館
山形県立高等学校共用体育施設(山形)	南部公民館	山形市立高瀬小学校体育館	西山形公民館
山形県立山形北高等学校体育館	南部体育館	高瀬公民館(高瀬紅花ふれあいセンター)	楯山公民館
山形県立山形工業高等学校体育館	福祉体育館	山形市立明治小学校体育館	東沢公民館
山形県立山形中央高等学校第一体育館	東部公民館	山形市立山寺小学校体育館	山形市立双葉小学校体育館
山形県立山形中央高等学校第二体育館	山形市立第八小学校体育館	山形市立山寺中学校体育館	山形市立第六小学校体育館
山形県立霞城学園高等学校アリーナ	山形市立滝山小学校体育館	山寺公民館	山形市立第七中学校体育館
山形県立山形聾学校体育館	山形市立第一中学校体育館	山形市立出羽小学校体育館	山形市立第五小学校体育館
山形県立山形養護学校体育館	霞城公民館	明治公民館	南沼原公民館
山形県体育館	山形市立第七小学校体育館	南山形公民館	山形市立第六中学校体育館
山形県武道館	金井公民館	山形市立南山形小学校体育館	山形市立第九小学校体育館
山形市立商業高等学校体育館	山形市立金井中学校体育館	山形市立大曾根小学校体育館	山形市立南沼原小学校体育館
山形市立第十小学校体育館	山形市立金井小学校体育館	大曾根公民館	山形市立東沢小学校体育館
飯塚公民館	山形市立第二中学校体育館	滝山公民館	山形市立第一小学校体育館
山形市立第四中学校体育館	山形市立西小学校体育館	山形市立楯山小学校体育館	山形市立第五中学校体育館
山形市立宮浦小学校体育館	山形市立南小学校体育館	出羽公民館	千歳公民館
北部公民館	山形市立東小学校体育館	山形市立村木沢小学校体育館	山形市立千歳小学校体育館
山形市立第三小学校体育館	山形市立第三中学校体育館	山形市立第八中学校体育館	山形市立鈴川小学校体育館
榎沢公民館	山形市立第四小学校体育館	村木沢公民館	西部公民館
元木公民館	蔵王体育館	山形市立大郷小学校体育館	
江南公民館	山形市立蔵王第三小学校体育館	大郷公民館	
屋外施設			
山形県立産業技術短期大学校グラウンド	高堂公園	西田公園	もみじ公園
県民ふれあい広場	本面公園	西田かえで公園	ひぐらし公園
山形駅西地区再開発事業用地	坂巻公園	山形市立南小学校グラウンド	こまくさ公園
山形県立山形東高等学校グラウンド	四ツ堀公園	若松公園	東青田公園

山形県立山形南高等学校グラウンド	山形市立桜田小学校グラウンド	迎田公園	謡光公園
山形県立山形西高等学校グラウンド	広面公園	上河原公園	柳田公園
山形県立山形西高等学校未広校舎グラウンド	樋口公園	刈田公園	あかしや公園
山形県立山形北高等学校グラウンド	山形市立第十中学校グラウンド	山形市立東小学校グラウンド	新銅町公園
山形県立山形工業高等学校グラウンド	寿町公園	いずみひばり公園	みなみ公園
山形県立山形中央高等学校グラウンド	第二公園	いずみ公園	八丁路公園
山形県立山形中央高等学校松山グラウンド	春日公園	前田公園	南沼原中央公園
山形県立山形聾学校グラウンド	白鳩公園	山形市立第三中学校グラウンド	きたうら公園
山形県立山形養護学校グラウンド	小荷駄町公園	双葉公園	山形市立第六中学校グラウンド
山形県あかねヶ丘陸上競技場	小姓町公園	山形市立第四小学校グラウンド	南原中央公園
あかねヶ丘公園	小白川地藏公園	山形市立蔵王第三小学校グラウンド	南山形公園
あかねヶ丘北公園	十二柳公園	山形市立蔵王第二中学校グラウンド	土樋東公園
山形市立商業高等学校グラウンド	千歳が丘公園	南ヶ丘公園	沖西公園
ひまわり公園	あこや公園	蔵王美原公園	山形市立第九小学校グラウンド
名取公園	山形市立第八小学校グラウンド	蔵王松ヶ丘公園	土樋西公園
姫公園	小白川公園	山形市立蔵王第二小学校グラウンド	樋越公園
太郎公園	天満公園	しんなん南公園	飯塚公園
おおはぐる公園	小白川南公園	睦公園	飯田公園
つくし公園	こだま公園	山形市立蔵王第一小学校グラウンド	みずかみ第二公園
山形市立第十小学校グラウンド	あけぼの公園	山形市立蔵王第一中学校グラウンド	飯田西の前第2公園
神明公園	かじか公園	飯田西の前公園	桧葉の木公園
円応寺町公園	小立公園	山形市立高瀬小学校グラウンド	山形市立南沼原小学校グラウンド
つきやま公園	戸神公園	山形市立明治小学校グラウンド	平清水公園
西部南公園	福ノ神公園	たかき公園	山形市立東沢小学校グラウンド
西部北公園	山形市立滝山小学校グラウンド	とがみ西公園	皆川公園
流通西公園	松栄公園	山形市立山寺小学校グラウンド	北町公園
花楯公園	松見公園	山形市立山寺中学校グラウンド	天狗橋公園
山形市立第四中学校グラウンド	松山公園	山形市立出羽小学校グラウンド	安堵橋公園
霞城公園	べにばな公園	漆山さくら公園	西柳公園
吉原公園	松波公園	山形市立南山形小学校グラウンド	柳橋公園
久保田公園	山形市立第一中学校グラウンド	よつば公園	山形市立第一小学校グラウンド
久保田花園公園	かもしか公園	西部運動広場	未広町公園

山形市立宮浦小学校グラウンド	竈田北公園	山形市立大曾根小学校グラウンド	さくら木公園
宮町公園	上町公園	山形市立楯山小学校グラウンド	ふれあい公園
なかよし公園	上町南公園	山形市立村木沢小学校グラウンド	山形市立第五中学校グラウンド
両所宮公園	蛸ヶ丘公園	山形市立第八中学校グラウンド	山形市陸上競技場
宮町観音堂公園	しらとり公園	山形市立大郷小学校グラウンド	馬畔公園
山形市立第三小学校グラウンド	砂塚公園	山形市立高楯中学校グラウンド	薬師公園
ひょうたん公園	あさひ公園	山形市立本沢小学校グラウンド	山形市立千歳小学校グラウンド
元木2号公園	城南公園	山形市立第九中学校グラウンド	立谷川運動広場
中ノ目公園	みつばち公園	山形市立西山形小学校グラウンド	流通センター野球場
五日町公園	山形市立第七小学校グラウンド	山形市立双葉小学校グラウンド	流通南公園
かすみ公園	陣場公園	大峰公園	流通東公園
清水町公園	山形市立金井中学校グラウンド	さくら公園	緑町公園
南江俣公園	山形市立金井小学校グラウンド	うえのやま公園	がにかわ公園
江俣東公園	ほなみ公園	鋳物町運動広場	やんべ公園
江俣中央公園	陣場瀬波公園	長町熊野公園	山形市立鈴川小学校グラウンド
江俣西公園	西原公園	西浦公園	竈田東公園
荒楯西公園	山形市立第二中学校グラウンド	鳥居ヶ丘公園	竈田中央公園
荒楯中央公園	西田中央公園	山形市立第六小学校グラウンド	
駅前公園	山形市立西小学校グラウンド	山形市立第七中学校グラウンド	
山形市立第二小学校グラウンド	行西公園	山形市立第五小学校グラウンド	

## 米沢市

## 屋内施設

山形県立米沢女子短期大学体育館	米沢市立窪田小学校体育館	米沢市立第七中学校体育館	中央公民館通町分館
山形県立梓園体育館	愛宕公民館	上郷公民館	米沢市立松川小学校体育館
山形県立米沢興譲館高等学校体育館	米沢市立愛宕小学校体育館	米沢市立上郷小学校浅川分校体育館	米沢市立東部小学校体育館
山形県立米沢東高等学校体育館	広幡公民館	米沢市立上郷小学校体育館	米沢市立第五中学校体育館
山形県立米沢工業高等学校体育館	米沢市立広幡小学校体育館	米沢市立南原小学校体育館	北部集会所
山形県立米沢商業高等学校体育館	笹野民芸館	南原公民館	米沢市立万世小学校体育館
山形県立米沢養護学校体育館	米沢市立第四中学校体育館	米沢市立関根小学校板谷分校体育館	万世コミュニティセンター
米沢市立第一中学校体育館	米沢市立三沢東部小学校笹原分校体育館	米沢市立南原中学校体育館	米沢市ふれあいプラザ
塩井公民館	アクティーマイズ	米沢市立南原小学校李山分校体育館	米沢市立南部小学校体育館

米沢市立塩井小学校体育館	米沢市すこやかセンター	米沢市立関小学校体育館	米沢市立第二中学校体育館
米沢市立第三中学校体育館	関多目的集会所	米沢市立三沢東部小学校体育館	米沢市立六郷小学校体育館
米沢市児童会館	米沢市立関根小学校体育館	米沢市立三沢東部小学校山梨沢分校体育館	六郷コミュニティセンター
米沢市立興讓小学校体育館	山上公民館	北部コミュニティセンター	米沢市立第六中学校体育館
置賜総合文化センター	米沢市立三沢西部小学校体育館	米沢市立北部小学校体育館	東部コミュニティセンター
米沢市営体育館	田沢公民館	米沢市立西部小学校体育館	三沢コミュニティセンター
窪田公民館	米沢市立関根小学校赤崩分校体育館	西部公民館	
屋外施設			
山形県立米沢女子短期大学グラウンド	もみじ公園	米沢市立関根小学校赤崩分校グラウンド	西浦公園
山形県立米沢興讓館高等学校グラウンド	こめつが公園	米沢市立第七中学校グラウンド	通町児童遊園
山形県立米沢東高等学校グラウンド	米沢市立窪田小学校グラウンド	川井児童遊園	松川公園
山形県立米沢工業高等学校グラウンド	窪田児童遊園	米沢市立上郷小学校浅川分校グラウンド	米沢市立東部小学校グラウンド
山形県立米沢商業高等学校グラウンド	御廟児童遊園	米沢市立上郷小学校グラウンド	米沢市立第五中学校グラウンド
山形県立米沢養護学校グラウンド	米沢市立愛宕小学校グラウンド	米沢市立南原小学校グラウンド	日の出町児童遊園
佐氏泉公園	米沢市立広幡小学校グラウンド	米沢市立関根小学校板谷分校グラウンド	米沢総合公園
米沢市立第一中学校グラウンド	成島児童遊園成島ワクワランド	米沢市立南原中学校グラウンド	八幡原公園
塩井町児童遊園	春日ふれあい公園	米沢市立南原小学校李山分校グラウンド	米沢市立万世小学校グラウンド
米沢市立塩井小学校グラウンド	春日風の子公園	米沢市立関小学校グラウンド	南部公園
米沢市立第三中学校グラウンド	芦付公園	米沢市立三沢東部小学校グラウンド	びっき石児童遊園地
松が岬公園	米沢市立第四中学校グラウンド	米沢市立三沢東部小学校山梨沢分校グラウンド	桑山第3号公園
松が岬第2公園	さくら公園	中央児童遊園	桑山第2号公園
米沢市立興讓小学校グラウンド	小野川町児童遊園	桐町公園	片子児童遊園
金池第1号公園	米沢市立三沢東部小学校笹原分校グラウンド	米沢市立北部小学校グラウンド	米沢市立南部小学校グラウンド
金池第2号公園	赤芝児童遊園	いちょう公園	米沢市立第二中学校グラウンド
北村公園	米沢市立関根小学校グラウンド	西部公園	米沢市立六郷小学校グラウンド
吉池公園	敬師児童遊園	米沢市立西部小学校グラウンド	米沢市立第六中学校グラウンド
けやき公園	米沢市立三沢西部小学校グラウンド	米沢市立松川小学校グラウンド	六郷町西藤泉児童遊園

## 鶴岡市

屋内施設			
山形県立鶴峰園体育館	鶴岡市農村センター	東部児童館	下田沢林業集会施設
山形県立慈丘園体育館	鶴岡市立朝陽第二小学校体育館	東部児童館体育館	大平公民館
山形県立鶴岡南高等学校体育館	湯野浜コミュニティセンター	櫛引スポーツセンター	下名川公民館

山形県立鶴岡北高等学校 体育館	鶴岡市立湯野浜小学校体 育館	鶴岡市立櫛引西小学校体 育館	朝日山村開発センター
山形県立鶴岡工業高等学 校体育館	鶴岡市立鶴岡第一中学校 体育館	西部児童館	朝日老人福祉センター
山形県立鶴岡工業高等学校 立高等学校共用体育館(鶴岡)	第一学区コミュニティ防 災センター	西部児童館体育館	熊出下公民館
山形県立鶴岡中央高等学 校体育館	鶴岡市立第二体育館	櫛引公民館	熊出中公民館
山形県立鶴岡中央高等学 校温海校体育館	鶴岡市立朝陽第一小學校 体育館	鶴岡市立櫛引中学校体 育館	熊出林業集会施設
山形県立加茂水産高等学 校体育館	第五学区コミュニティ防 災センター	鶴岡市立櫛引南小学校体 育館	荒沢公民館
山形県立庄内農業高等学 校体育館	鶴岡市立鶴岡第二中学校 体育館	南部児童館	鱒淵公民館
山形県立山添高等学校体 育館	大山コミュニティセンタ ー	南部児童館体育館	行沢公民館
山形県立鶴岡養護学校体 育館	鶴岡市立由良小学校体 育館	一霞公民館	砂川公民館
山形県立鶴岡高等養護学 校体育館	由良コミュニティセンタ ー	越沢基幹集落センター	松沢公民館
山形県金峰少年自然の家 体育館	鶴岡市立朝陽第四小學校 体育館	鶴岡市立温海小学校体 育館	朝日庁舎南出張所
第六学区コミュニティ防 災センター	鶴岡市立朝陽第六小學校 体育館	温海漁村センター	朝日南部公民館
出羽庄内国際村	鶴岡市立東栄小学校体 育館	温海児童館	鶴岡市立朝日大泉小學校 体育館
第四学区コミュニティセ ンター	東栄公民館	釜谷坂公民館	上田沢公民館
鶴岡市立鶴岡第四中学校 体育館	鶴岡市立長沼小学校体 育館	暮坪公民館	上名川公民館
鶴岡市立朝陽第三小學校 体育館	長沼公民館	温海川農業者健康管理施 設	倉沢公民館
鶴岡市小真木原総合体 育館	藤島農村環境改善センタ ー	関川しな織りセンター	大針中公民館
第二学区コミュニティ防 災センター	鶴岡市立渡前小学校体 育館	戸沢林業集落集会施設	大針下公民館
鶴岡市立鶴岡第三中学校 体育館	渡前公民館	安土構造改善センター	大針上公民館
鶴岡市立朝陽第五小學校 体育館	藤島公民館	鈴公民館	大鳥自然の家
第三学区コミュニティセ ンター	藤島老人福祉センター	鶴岡市立五十川小学校体 育館	大鳥防雪センター
鶴岡市立大山小学校体 育館	鶴岡市立藤島中学校体 育館	鶴岡市立山戸小学校体 育館	松ヶ崎公民館
鶴岡市立西郷小学校体 育館	八栄島公民館	山五十川多目的研修集会 施設	繁岡公民館
西郷コミュニティセンタ ー	藤島体育館	小岩川公民館	誉谷公民館
加茂コミュニティセンタ ー	鶴岡市立藤島小学校体 育館	峠ノ山集会センター	関谷公民館
鶴岡市立加茂小学校体 育館	広瀬地区公民館	小国山村振興センター	鶴岡市立大綱小学校体 育館
斎コミュニティ防災セン ター	鶴岡市立羽黒第三小學校 体育館	小菅野代公民館	七五三掛公民館
鶴岡市立斎小学校体 育館	鶴岡市立羽黒第二小學校 体育館	小名部構造改善センター	下村公民館
鶴岡市立小堅小学校体 育館	鶴岡市立羽黒中学校体 育館	菅野代公民館	上村公民館
鶴岡市立京田小学校体 育館	羽黒体育センター	旧菅野代小学校体 育館	中村公民館
京田コミュニティ防災セ ンター	羽黒コミュニティセンタ ー	鶴岡市立鼠ヶ関小学校体 育館	朝日東部公民館
鶴岡市立豊浦中学校体 育館	泉地区公民館	鼠ヶ関青少年海洋センタ ー	中野新田林業集会施設

三瀬コミュニティセンター	羽黒体育館	鍋倉集会センター	田麦俣公民館
鶴岡市立三瀬小学校体育館	羽黒老人福祉センター	早田公民館	旧田麦俣分校体育館
小堅コミュニティセンター	羽黒西部児童館	鶴岡市立温海中学校体育館	沖田公民館
上郷コミュニティセンター	いずみ保育園	浜中公民館	漆原公民館
黄金コミュニティ防災センター	大東保育園	宮名公民館	北野公民館
鶴岡市立黄金小学校体育館	鶴岡市立羽黒第一小学校体育館	湯之里公民館	朝日スポーツセンター体育館
鶴岡市立上郷小学校体育館	手向地区公民館	温海温泉林業センター	朝日青少年センター
鶴岡市立鶴岡第五中学校体育館	四小地区公民館	楨代公民館	野中公民館
鶴岡市立田川小学校体育館	鶴岡市立第四小学校体育館	鶴岡市立福栄小学校体育館	下本郷林業集会施設
田川コミュニティセンター	いでは文化会館	木野俣集落センター	鶴岡市立朝日中学校体育館
鶴岡市立湯田川小学校体育館	創造の森	三栗屋公民館	上本郷公民館
湯田川コミュニティセンター	貴船保育園	越中山公民館	鶴岡市立朝日小学校体育館
鶴岡市立栄小学校体育館	月山高原活性化センター	谷口公民館	
栄コミュニティ防災センター	鶴岡市立櫛引東小学校たらのき代分校体育館	中入公民館	
鶴岡市立大泉小学校体育館	鶴岡市立櫛引東小学校体育館	立岩公民館	
屋外施設			
山形県立慈丘園グラウンド	新町公園	荒田公園	八色木農村公園
山形県立鶴岡南高等学校グラウンド	新海町公園	日和田公園	藤島南部児童公園
山形県立鶴岡北高等学校グラウンド	鶴岡市立朝暘第三小学校グラウンド	鶴岡公園	和名川農村公園
山形県立鶴岡北高等学校共用グラウンド	新形東公園	南部保育園園庭	鶴岡市立藤島小学校グラウンド
山形県立鶴岡工業高等学校グラウンド	新形公園	美原町公園	鶴岡市立櫛引東小学校たらのき代分校グラウンド
山形県立鶴岡工業高等学校県立高等学校共用体育施設(鶴岡)	新形北公園	鶴岡市中央児童遊園	田代地区広場
山形県立鶴岡中央高等学校グラウンド	舞台公園	文園町公園	下山添地区広場
山形県立鶴岡中央高等学校温海校グラウンド	青柳町公園	鶴岡市立朝暘第一小学校グラウンド	丸岡地区広場
山形県立加茂水産高等学校グラウンド	さいわい公園	宝町公園	桂荒俣地区広場
山形県立庄内農業高等学校グラウンド	鶴岡市立朝暘第五小学校グラウンド	鶴岡市立鶴岡第二中学校グラウンド	鶴岡市立黒川中地区東小学校グラウンド
山形県立山添高等学校グラウンド	内川河川緑地	南部公園	黒川上地区広場
山形県立鶴岡養護学校グラウンド	天保恵公園	駅前公園	黒川下地区広場
山形県立鶴岡高等養護学校グラウンド	鶴岡市立大山小学校グラウンド	大山東公園	三千刈地区広場
やつこうや公園	鶴岡市水道部グラウンド	大山コミセン駐車場	松根地区広場
鶴岡南部公園	鶴岡市立鶴岡第五中学校グラウンド	鶴岡市立朝暘第四小学校グラウンド	鶴岡市立上山添西小学校グラウンド
みどり町公園	大西町公園	鶴岡市立朝暘第六小学校グラウンド	常盤木地区広場

東部運動広場	大塚公園	八坂公園	西荒屋地区広場
伊勢横内公園	東部公園	日吉町公園	西片屋地区広場
みずき公園	大部公園	布目東通公園	中田地区広場
ふれあい公園	大宝地公園	鶴岡西部公園	東北地区広場
北田公園	船渡公園	三和農村公園	東南地区広場
茅原公園	鶴岡東公園	笹花公園	馬渡地区広場
やすらぎ公園	長者町西公園	駅前児童公園	板井川地区広場
錦町公園	長者町東公園	鶴岡市立東栄小学校グラウンド	宝谷地区広場
砂田公園	杉の子公園	鶴岡市立長沼小学校グラウンド	市道永寂寺線道路(駅裏側)
ふじわら公園	鳥居町南公園	添川農村公園	温海児童館広場
三光町公園	鳥居町北公園	農村環境改善センター運動広場	温海庁舎前広場
小真木原公園	鶴岡市立朝陽第二小学校グラウンド	鶴岡市立渡前小学校グラウンド	市道温海1号線道路
鶴岡市立鶴岡第四中学校グラウンド	おおひがし公園	東堀越農村公園	旧念珠関中グラウンド
城南町公園	道形公園	藤島こども広場	
鶴岡市立鶴岡第三中学校グラウンド	鶴岡市立鶴岡第一中学校グラウンド	鶴岡市立藤島中学校グラウンド	
とりのす公園	日の出公園	藤島町河川公園	

## 酒田市

## 屋内施設

山形県立産業技術短期大学校庄内校体育館	酒田市立泉小学校体育館	中央公民館	内郷公民館
山形県立酒田東高等学校体育館	酒田市立第六中学校体育館	八幡町修道館	酒田市立内郷小学校体育館
山形県立酒田西高等学校体育館	酒田市泉学区コミュニティ防災センター	一條公民館	ひばり園
山形県立酒田商業高等学校体育館	酒田市立飛島小・中学校体育館	市条保育園	酒田市立地見興屋小学校体育館
山形県立酒田工業高等学校体育館	酒田市立西荒瀬小学校体育館	老人福祉センターやまゆり荘	南部公民館
山形県立酒田工業高等学校酒田地区県立学校共用体育施設	酒田市立新堀小学校体育館	まいづる荘	健康増進施設小林温泉
山形県立酒田北高等学校体育館	酒田市新堀コミュニティ防災センター	酒田市立一條小学校体育館	平田中央公民館山元分館
山形県立酒田聾学校体育館	酒田市立広野小学校体育館	滝ノ里ふれあい館	平田中央公民館田沢分館
酒田市立琢成小学校体育館	酒田市立浜中小学校体育館	酒田市立八幡中学校体育館	酒田市立田沢小学校体育館
酒田市総合文化センター	酒田市浜中農村研修センター	酒田市立日向小学校体育館	平田中央公民館中野俣分館
酒田市立浜田小学校体育館	酒田市立黒森小学校体育館	日向公民館	平田中央公民館北俣分館
酒田市立若浜小学校体育館	酒田市立十坂小学校体育館	大沢地区多目的集会施設	ひらたコミュニティセンター
酒田市若浜学区コミュニティ防災センター	酒田市立第四中学校体育館	大沢公民館青沢分館	平田中央公民館山谷分館

酒田市立第二中学校体育館	酒田市立宮野浦小学校体育館	鳥海高原家族旅行村	平田中央公民館榎橋分館
酒田勤労者福祉センター	酒田市宮野浦学区コミュニティ防災センター	湯の台温泉鳥海山荘	郡鏡コミュニティ施設
酒田勤労者体育センター	酒田市立東平田小学校体育館	旧大蔵保育園	高齢者活動施設あすか
酒田市立富士見小学校体育館	酒田市立東平田コミュニティ防災センター	酒田市立大沢小学校体育館	平田農村環境改善センター
酒田市富士見学区コミュニティ防災センター	酒田市立中平田小学校体育館	大沢公民館	酒田市立南平田小学校体育館
酒田市立亀城小学校体育館	酒田市立平田中学校体育館	旧福山保育園	榎橋保育園
酒田市立松原小学校体育館	酒田市立北平田小学校体育館	酒田市青沢克雪管理センター	酒田市立飛鳥中学校体育館
酒田市立第三中学校体育館	酒田市立鳥海小学校体育館	酒田市立松山小学校体育館	平田中央公民館緑町分館
酒田市東禅寺コミュニティ防災センター	酒田市北部農民センター	松嶺公民館	平田健康福祉センター
酒田市立港南小学校体育館	酒田市立鳥海中学校体育館	松山農村環境改善センター	酒田市平田 B & G 海洋センター
酒田市営体育館	酒田市上田コミュニティ防災センター	朝日園	酒田市親子スポーツ会館
酒田市立松陵小学校体育館	酒田市立南遊佐小学校体育館	酒田市立松山中学校体育館	酒田市武道館
酒田市立第一中学校体育館	酒田市立八幡小学校体育館	松山体育館	砂越コミュニティ施設
酒田市立第五中学校体育館	八幡町体育館	山寺公民館	
酒田市立酒田中央高等学校体育館	八幡保育園	みどり園	
屋外施設			
山形県立産業技術短期大学校庄内校グラウンド	上安東公園	酒田市立富士見小学校グラウンド	健康増進施設小林温泉駐車場等
山形県立酒田東高等学校グラウンド	新井田公園	富士見東公園	錦町二丁目公園
山形県立酒田西高等学校グラウンド	新橋北公園	北新橋公園	錦町五丁目公園
山形県立酒田商業高等学校グラウンド	新橋中央公園	北新橋二丁目公園	荒瀬公園
山形県立酒田工業高等学校グラウンド	新橋公園	北新橋西公園	酒田市立飛鳥中学校グラウンド
山形県立酒田北高等学校グラウンド	新橋南公園	北千日町公園	砂越コミュニティ施設駐車場
山形県立酒田聾学校グラウンド	酒田市立第二中学校グラウンド	酒田市立酒田中央高等学校グラウンド	砂越駅前公園
日本海東公園	新橋東公園	本町公園	中野俣円能寺農村公園
こがね北公園	西川原北公園	札の前公園	中野俣分館広場
こがね南公園	西川原中央公園	末広公園	酒田市立田沢小学校グラウンド
酒田市東禅寺コミュニティ防災センター駐車場	千日町北公園	両羽公園	榎橋保育園園庭
酒田市泉学区コミュニティ防災センター駐車場	千日町公園	緑ヶ丘一丁目公園	平田農村環境改善センター前庭
旭公園	妙法寺公園	緑ヶ丘二丁目公園	酒田市立南平田小学校グラウンド
大通り公園	酒田市立平田中学校グラウンド	緑公園	飛鳥大道端公園
酒田市立琢成小学校グラウンド	酒田市立西荒瀬小学校グラウンド	酒田勤労者福祉センター駐車場	飛鳥農村公園
駅東公園	酒田市立南遊佐小学校グラウンド	酒田勤労者体育センター駐車場	ひらたコミュニティセンター駐車場

中砂田公園	酒田市立中平田小学校グラウンド	岡島田児童公園	仁助新田保育園園庭
大宮公園	酒田市立広野小学校グラウンド	酒田市立八幡小学校グラウンド	北俣分館駐車場
酒田市立第六中学校グラウンド	酒田市立黒森小学校グラウンド	八幡保育園グラウンド	幸町公園
酒田市立亀城小学校グラウンド	酒田市立十坂小学校グラウンド	麓児童公園	北新町一丁目公園
亀ヶ崎公園	酒田市立北平田小学校グラウンド	観音寺ふれあい広場	北水出公園
亀ヶ崎四丁目公園	酒田市立第五中学校グラウンド	天神公園	中央公園
酒田市立松原小学校グラウンド	酒田市上田コミュニティ防災センター駐車場	市条児童公園	天王下公園
亀ヶ崎六丁目公園	酒田市立東平田小学校グラウンド	市条保育園グラウンド	若浜公園
内川原公園	酒田市東平田コミュニティ防災センター駐車場	酒田市立一條小学校グラウンド	こあら中央公園
亀ヶ崎七丁目公園	酒田市立浜中小学校グラウンド	寺田児童公園	曙公園
酒田市立宮野浦小学校グラウンド	酒田市浜中農村研修センター駐車場	滝の里ふれあい館グラウンド	日の出公園
九木原公園	豊里公園	中央児童公園	富士見町三丁目公園
酒田市宮野浦学区コミュニティ防災センター駐車場	酒田市北部農民センター駐車場	酒田市立八幡中学校グラウンド	こあら公園
京田一丁目公園	酒田市立鳥海小学校グラウンド	酒田市立日向小学校グラウンド	札ノ前公園
錦公園	酒田市立鳥海中学校グラウンド	青沢分館グラウンド	亀ヶ崎二丁目公園
酒田市立第四中学校グラウンド	酒田市立新堀小学校グラウンド	前川児童公園	瑞穂西公園
錦町北公園	酒田市新堀コミュニティ防災センター駐車場	大島田児童公園	東禅寺公園
錦町南公園	大町南公園	旧大蔵保育園グラウンド	亀ヶ崎五丁目公園
松陽公園	酒田市コミュニティ防災センター駐車場	酒田市立大沢小学校グラウンド	瑞穂東公園
光ヶ丘公園	酒田市総合文化センター駐車場	旧福山保育園グラウンド	日本海西公園
光ヶ丘新生公園	浜田南公園	ふれあい与作公園	大宮北公園
十五軒公園	浜田北公園	平沢児童公園	大宮南公園
高見台一丁目公園	東泉公園	荒町多目的広場	しらさぎ公園
高見台二丁目公園	東泉町二丁目公園	舞鶴公園	市営体育館
四ツ興野公園	北部公園	松嶺公民館駐車場	泉里東公園
四ツ興野南公園	泉里西公園	松山農村環境改善センター駐車場	泉町公園
若宮町一丁目公園	酒田市立泉小学校グラウンド	朝日園グラウンド	下安東公園
若宮町二丁目公園	泉里公園	歴史公園	下安西公園
若原公園	大町北公園	酒田市立松山中学校グラウンド	三軒茶屋公園
港南公園	大町東公園	松山体育館駐車場	ゆたか一丁目公園
若竹町東公園	大町公園	酒田市立松山小学校グラウンド	ゆたか二丁目公園
若竹町中央公園	東大町あさひ公園	山寺公民館駐車場	ゆたか北公園

酒田市立若浜小学校グラウンド	東大町三丁目公園	みどり園駐車場	東泉町五丁目公園
酒田市若浜学区コミュニティ防災センター駐車場	東中の口公園	内郷公民館駐車場	東泉町六丁目公園
若浜南公園	広表公園	酒田市立内郷小学校グラウンド	ゆたか三丁目公園
若浜北公園	東町公園	ひばり園駐車場	広栄町公園
酒田市立第一中学校グラウンド	東両羽公園	酒田市立地見興屋小学校グラウンド	十五軒南公園
住吉台公園	日和山公園	南部公民館駐車場	錦町南公園
酒田市立松陵小学校グラウンド	市営体育館	砂越緑町公園	京田二丁目公園
酒田市富士見学区コミュニティ防災センター駐車場	酒田市立港南小学校グラウンド	郡鏡コミュニティ施設広場	錦町あかね公園
酒田市立第三中学校グラウンド	酒田市立飛島小・中学校グラウンド	砂越城趾公園	
上安南公園	酒田市立浜田小学校グラウンド	山元農村公園	
上安北公園	富士見町公園	山谷分館広場	

## 新庄市

屋内施設			
山形県立最上学園体育館	新庄市武道館	升形児童館	本合海児童センター
山形県立農業大学校講堂	新庄市体育館	新庄市立升形小学校体育館	八向地区公民館
最上中央公園体育館	農村環境改善センター	昭和活性化センター	新庄市生涯学習センター「新庄市民プラザ」
山形県立新庄北高等学校体育館	乳幼児保育所	新庄市立日新中学校体育館	中部保育所
山形県立新庄南高等学校体育館	新庄市立明倫中学校体育館	新庄市立萩野中学校体育館	新庄市保健センター
山形県立新庄神室産業高等学校体育館	新庄市立沼田小学校体育館	新庄市立泉田小学校体育館	市民文化会館
山形県立新庄養護学校体育館	新庄市立北辰小学校体育館	泉田保育所	新庄ふるさと歴史センター
新庄市生涯学習センター「わくわく新庄」	新庄市立図書館	萩野地区公民館	新庄市立新庄中学校体育館
新庄市立日新小学校体育館	新庄市立新庄小学校体育館	新庄市立萩野小学校体育館	中央学童保育所
南部保育所	雪の里情報館	萩野児童センター	北部保育所
新庄市立山屋小学校体育館	新庄市立角沢小学校体育館	旧萩野小学校土内分校	
新庄市東山スポーツハウス	新庄市立八向中学校体育館	新庄市立本合海小学校体育館	
屋外施設			
山形県立最上学園グラウンド	金沢東公園	駅前ふれあい広場	新庄市立萩野小学校グラウンド
山形県立農業大学校グラウンド	千門町公園	新庄市立角沢小学校グラウンド	新庄市立萩野小学校土内分校グラウンド
山形県農業総合研究センター畜産試験場ふれあい広場	金沢公園	新庄市立八向中学校グラウンド	福田緑地
山形県立新庄北高等学校グラウンド	中央公園	新庄市立升形小学校グラウンド	新庄市立本合海小学校グラウンド
山形県立新庄南高等学校グラウンド	新庄市立明倫中学校グラウンド	八向運動広場	中道公園
山形県立新庄神室産業高等学校グラウンド	新庄市立沼田小学校グラウンド	新庄市立昭和小学校グラウンド	中の川公園

山形県立新庄養護学校グラウンド	新庄市立北辰小学校グラウンド	新庄市立日新中学校グラウンド	谷地田公園
安達前公園	屋内ゲートボール場	新庄市立萩野中学校グラウンド	最上公園
新庄市立日新小学校グラウンド	沼田公園	新庄市立泉田小学校グラウンド	新庄市立新庄中学校グラウンド
下田公園	末広公園	横根山運動広場	小檜室2号公園
新庄市立山屋小学校グラウンド	新庄市立新庄小学校グラウンド	(元)柏木山分校用地	小檜室1号公園
東山公園	常葉町公園	八幡公園	

## 寒河江市

屋内施設			
山形県立寒河江高等学校体育館	寒河江市立南部小学校体育館	寒河江市中央公民館	寒河江市老人福祉センター
山形県立寒河江高等学校農業校舎体育館	寒河江市立柴橋小学校体育館	寒河江市市民体育館	寒河江市立陵西中学校体育館
山形県立寒河江工業高等学校体育館	寒河江市立しばはし保育所	寒河江市立田代小学校体育館	寒河江市立たかまつ保育所
寒河江市立寒河江小学校体育館	寒河江市柴橋地区公民館	寒河江市南部地区公民館	寒河江市立高松小学校体育館
寒河江市立寒河江中部小学校体育館	寒河江市西部地区公民館	寒河江市立みなみ保育所	寒河江市立陵南中学校体育館
寒河江市立なか保育所	寒河江市立にしね保育所	寒河江市立醍醐小学校体育館	寒河江市勤労青少年ホーム
寒河江市立三泉小学校体育館	寒河江市立西根小学校体育館	寒河江市立しらいわ保育所	
寒河江市立幸生小学校体育館	寒河江市立陵東中学校体育館	寒河江市立白岩小学校体育館	
屋外施設			
山形県立寒河江高等学校グラウンド	寒河江市柴橋地区公民館	寒河江市立たかまつ保育所前広場	東寒河江第1号公園
山形県立寒河江高等学校農業校舎グラウンド	寒河江市西部地区公民館	寒河江市立高松小学校グラウンド	東寒河江第2号公園
山形県立寒河江工業高等学校グラウンド	寒河江市立にしね保育所前広場	寒河江市立陵南中学校グラウンド	中央工業団地第2号公園
寒河江市立寒河江小学校グラウンド	寒河江市立西根小学校グラウンド	八幡原第1号公園	本楯公園
寒河江市立寒河江中部小学校グラウンド	寒河江市立陵東中学校グラウンド	八幡原第2号公園	栄町ふれあい広場
寒河江市立なか保育所前広場	寒河江市立田代小学校グラウンド	八幡原第3号公園	仲谷地第2号公園
寒河江市立三泉小学校グラウンド	寒河江市立みなみ保育所前広場	若葉町公園	寒河江公園
寒河江市立幸生小学校グラウンド	寒河江市立醍醐小学校グラウンド	船橋公園	南部公園
寒河江市立南部小学校グラウンド	寒河江市立しらいわ保育所前広場	丸内公園	西根公園
寒河江市立柴橋小学校グラウンド	寒河江市立白岩小学校グラウンド	南町公園	落衣前第2号公園
寒河江市立しばはし保育所前広場	寒河江市立陵西中学校グラウンド	幸田町公園	

## 上山市

屋内施設			
山形県立総合療育訓練センター体育館	みなみ保育園	上山市立西郷第二小学校体育館	中山地区公民館
山形県立上山明新館高等学校体育館	南児童センター	中川農業者等トレーニングセンター	上山市立中山小学校体育館

山形県立山形盲学校体育館	本庄児童センター	中川地区公民館	宮生児童館
山形県立上山高等養護学校体育館	本庄地区公民館	にし保育園	上山市立南中学校体育館
山形県立ゆきわり養護学校体育館	上山市立本庄小学校体育館	東地区公民館	上山市生涯学習センター
上山市立南小学校体育館	しらさぎ保育園	東児童館	西郷地区公民館
上山市体育文化センター	上山市立中川小学校体育館	上山市立東小学校体育館	南部体育館
上山市立西郷第一小学校体育館	中川児童センター	上山市立北中学校体育館	勤労青少年ホーム
西郷児童館	金瓶児童館	蔵王坊平総合交流促進施設	北部地区公民館
あさひ保育園	働く婦人の家	上山市立山元小中学校体育館	南部地区農業者トレーニングセンター
宮生地区公民館	上山市立上山小学校体育館	山元保育園	上山市立宮川中学校体育館
上山市立宮生小学校体育館	上山市市民会館	山元地区公民館	
屋外施設			
山形県立総合療育訓練センターグラウンド	市民公園	細谷児童遊園	西郷地区公民館前広場
山形県立上山明新館高等学校グラウンド	上山市立本庄小学校グラウンド	にし保育園前広場	櫛下農村公園
山形県立山形盲学校グラウンド	関根農村公園	蔵王坊平駐車場	かみのやま温泉駅東口広場
山形県立上山高等養護学校グラウンド	久保手農村公園	上山市立東小学校グラウンド	北部地区公民館前広場
上山市立南小学校グラウンド	しらさぎ保育園前広場	川口児童遊園	ヴェンテンガルテン
上山市民球場	上山市立中川小学校グラウンド	上山市立北中学校グラウンド	旧上山農業高等学校グラウンド
上山市体育文化センター駐車場	金瓶児童遊園	上山市立山元小中学校グラウンド	上山市立宮川中学校グラウンド
上山市立西郷第一小学校グラウンド	上山市立上山小学校グラウンド	中山児童遊園	アビヤントK駐車場
鷲ヶ袋公園	月岡公園	上山市立中山小学校グラウンド	長清水公園
あさひ保育園前広場	上山市市民会館駐車場	上山市立南中学校グラウンド	
上生居農村公園	上山市立西郷第二小学校グラウンド	市民総合運動広場	
上山市立宮生小学校グラウンド	中川地区公民館前広場	上山市生涯学習センター前広場	

## 村山市

屋内施設			
山形県立村山農業高等学校体育館	村山市立山ノ内小学校体育館	村山市立袖崎小学校体育館	村山市就業改善センター(西郷地区市民センター)
山形県立楯岡高等学校体育館	村山市立大久保小学校体育館	村山市立富本小学校体育館	村山居合振武館
村山市立楯岡小学校体育館	村山市勤労青少年ホーム	村山市富本地区市民センター	村山市大倉地区市民センター
村山市楯岡ふれあいセンター	村山市多目的集会施設(村山市大久保地区市民センター)	村山市富本児童センター	村山市立大倉小学校体育館
村山市立楯岡中学校体育館	村山市戸沢地区市民センター	村山市大高根地区市民センター	村山武道館
村山市市民会館	村山市立戸沢小学校体育館	村山市立富並小学校体育館	村山市保健センター
岩野ふるさとむら研修センター(岩野会館)	袖崎地区市民センター	村山市立西郷小学校体育館	

屋外施設			
山形県立村山農業高等学校グラウンド	村山市立大久保小学校グラウンド	村山市立旧袖崎中学校グラウンド	村山市立富並小学校グラウンド
山形県立楯岡高等学校グラウンド	村山市勤労青少年ホーム前広場	村山市立富本小学校グラウンド	村山市立西郷小学校グラウンド
村山市立楯岡小学校グラウンド	村山市立戸沢小学校グラウンド	村山市立旧葉山中学校グラウンド	村山市立旧西郷中学校グラウンド
村山市立楯岡中学校グラウンド	村山市立旧戸沢中学校グラウンド	村山市富本児童センター前広場	村山市立大倉小学校グラウンド
村山市立山ノ内小学校グラウンド	村山市立袖崎小学校グラウンド	村山市立旧大高根中学校グラウンド	

## 長井市

屋内施設			
山形県立泉荘体育館	山形県立長井工業高等学校体育館	長井市立平野小学校体育館	長井市立長井南中学校体育館
山形県立やまなみ学園体育館	長井市立長井小学校体育館	長井市立伊佐沢小学校体育館	
山形県立長井高等学校体育館	長井市立豊田小学校体育館	長井市立長井北中学校体育館	
屋外施設			
山形県立泉荘グラウンド	長井市立豊田小学校グラウンド	長井市致芳児童センター園庭	長井市立西根小学校グラウンド
山形県立やまなみ学園グラウンド	長井市民文化会館、白つじ公園	長井市豊田地区公民館前広場	長井市伊佐沢児童センター園庭
山形県立長井高等学校グラウンド	長井市置賜生涯学習プラザグラウンド	長井市立伊佐沢小学校グラウンド	長井市多目的研修センター向山荘前広場
山形県立長井工業高等学校グラウンド	長井市立平野小学校グラウンド	長井市特用林産物展示実習施設こぶし荘前広場	
長井市立長井小学校グラウンド	長井市平野児童センター園庭	長井市立長井北中学校グラウンド	
長井市豊田児童センター園庭	長井市立致芳小学校グラウンド	長井市立長井南中学校グラウンド	

## 天童市

屋内施設			
山形県立天童高等学校体育館	天童市立田麦野小学校体育館	天童市立中央公民館	天童市立山口公民館
山形県青年の家体育館	天童市立山口小学校体育館	天童市立天童南部公民館	天童市立高揃公民館
天童市立天童南部小学校体育館	天童市立高揃小学校体育館	天童市立天童中部公民館	天童市立長岡公民館
天童市立天童中部小学校体育館	天童市立長岡小学校体育館	天童市立天童北部公民館	天童市立干布公民館
天童市立天童北部小学校体育館	天童市立干布小学校体育館	天童市立成生公民館	天童市立荒谷公民館
天童市立成生小学校体育館	天童市立荒谷小学校体育館	天童市立蔵増公民館	天童市勤労青少年ホーム
天童市立蔵増小学校体育館	天童市立第二中学校体育館	天童市立寺津公民館	天童市農業者トレーニングセンター
天童市立寺津小学校体育館	天童市立第三中学校体育館	天童市立津山公民館	天童市スポーツセンター総合体育館
天童市立津山小学校体育館	天童市立第四中学校体育館	天童市立田麦野公民館	天童市総合福祉センター
屋外施設			
山形県総合運動公園	奈良沢公園	藤ヶ丘公園	辻の前公園
山形県立天童高等学校グラウンド	上貫津公園	川原子公園広場	天童市立長岡小学校グラウンド
一日町公園	天童市立津山小学校グラウンド	谷地中公園	東長岡公園

小畑東公園	天童市立第二中学校グラウンド	小原公園	稲荷公園
小畑西公園	天童市立第一中学校グラウンド	堀端児童遊園	諏訪公園
駅西公園	立谷川河川緑地	天童市立蔵増小学校グラウンド	一ツ橋公園
塚田公園	おらだの川	蔵増南公園	中央公園
温泉公園	小才勝東公園	田麦野公園	沼北公園
鎌田公園	小才勝西公園	天童市立田麦野小学校グラウンド	南小畑西公園
鍬の町公園	天童市立荒谷小学校グラウンド	藤内新田運動広場	南小畑東公園
久野本公園	高木公園	道満公園	天童市立第四中学校グラウンド
城山公園	天童市立成生小学校グラウンド	天童市立第三中学校グラウンド	柏木東公園
交り江東公園	にれの木公園	小矢野目公園	柏木西公園
交り江西公園	あかつき公園	乱川公園	北久野本公園
浮ノ城公園	天童市立高嶺小学校グラウンド	西原公園	ひかり公園
糠塚南公園	原崎児童遊園	糠塚1号公園	本町公園
三日町公園	天童市立山口小学校グラウンド	長岡児童遊園	万代公園
小関公園	上山口公園	松木段公園	東千刈公園
小路公園	二子沢公園	長丘公園	東芳賀公園
小路南公園	天童市立寺津小学校グラウンド	中里緑地	南部公園
千刈公園	水郷寺津沼公園	岡屋敷公園	天童市立天童北部小学校グラウンド
李田公園	天童市スポーツセンターグラウンド	和久井公園	北部公園
石倉公園広場	榭賀公園	城山児童遊園	綿掛公園
上荻野戸公園	一本杉公園	田鶴町公園	老野森公園
天童市立千布小学校グラウンド	春日公園	天童市立天童南部小学校グラウンド	天童市立天童中部小学校グラウンド

## 東根市

屋内施設			
山形県身体障害者保養所 東紅苑体育館	東根市立大富小学校体育館	東根市立神町中学校体育館	東根市立東根小学校体育館
山形県立東根工業高等学校体育館	東根市立第二中学校体育館	東根市立第三中学校体育館	東根市立第一中学校体育館
神町公民館	東根市立高崎小学校体育館	東根市立東郷小学校体育館	東根公民館
東根市立神町小学校体育館	高崎公民館	長瀬公民館	東郷公民館
東根市立大富中学校体育館	東根市立小田島小学校体育館	東根市立長瀬小学校体育館	東根市立東根中部小学校体育館
大富公民館	小田島公民館	東根市民体育館	
屋外施設			
山形県身体障害者保養所 東紅苑グラウンド	東根市立神町小学校グラウンド	東根市立第三中学校グラウンド	若木山公園

山形県立東根工業高等学校グラウンド	東根市立大富小学校グラウンド	東根市立神町中学校グラウンド	大森山公園
東根市立東根小学校グラウンド	東根市立小田島小学校グラウンド	東根市立大富中学校グラウンド	大森緑地公園
東根市立東根中部小学校グラウンド	東根市立長瀬小学校グラウンド	東根市民体育館グラウンド	
東根市立東郷小学校グラウンド	東根市立第一中学校グラウンド	堂ノ前公園	
東根市立高崎小学校グラウンド	東根市立第二中学校グラウンド	市民の広場	

## 尾花沢市

屋内施設			
山形県立北村山高等学校体育館	ときわ保育園	尾花沢市立上柳小学校体育館	尾花沢市民体育館
尾花沢市立尾花沢中学校体育館	宮沢地区公民館	さくら保育園	尾花沢地区公民館
尾花沢市文化体育施設	尾花沢市立荻袋小学校体育館	尾花沢市立宮沢中学校体育館	名木沢保育園
おもだか保育園	荻袋保育園	尾花沢市立明德小学校体育館	尾花沢市立名木沢小学校体育館
尾花沢市福祉交流施設	尾花沢市立牛房野小学校体育館	玉野地区公民館	尾花沢市立福原中学校体育館
尾花沢市立常盤小学校体育館	尾花沢市銀嶺荘	玉野保育園	福原地区公民館
徳良湖青少年自然研修センター	高橋保育園	尾花沢市立玉野小学校体育館	尾花沢市立福原中部小学校体育館
尾花沢市基幹集落センター	尾花沢市立高橋小学校体育館	尾花沢市立玉野中学校体育館	野黒沢保育園
尾花沢市立常盤中学校体育館	寺内保育園	尾花沢市立鶴子小中学校体育館	六沢保育園
常盤地区公民館	尾花沢市立寺内小学校体育館	尾花沢市立尾花沢小学校体育館	尾花沢市学習情報センター
屋外施設			
山形県立北村山高等学校グラウンド	尾花沢市立牛房野小学校グラウンド	尾花沢市立明德小学校グラウンド	北町児童公園
尾花沢市立尾花沢中学校グラウンド	高橋保育園前広場	玉野保育園前広場	名木沢保育園前広場
尾花沢市福祉交流施設前広場	尾花沢市立高橋小学校グラウンド	尾花沢市立玉野小学校グラウンド	尾花沢市立名木沢小学校グラウンド
尾花沢市立常盤小学校グラウンド	寺内保育園前広場	尾花沢市立玉野中学校グラウンド	尾花沢市立福原中学校グラウンド
尾花沢市立常盤中学校グラウンド	尾花沢市立寺内小学校グラウンド	尾花沢市立鶴子小中学校グラウンド	尾花沢市立福原中部小学校グラウンド
ときわ保育園前広場	尾花沢市立上柳小学校グラウンド	おもだか保育園前広場	野黒沢保育園前広場
尾花沢市立荻袋小学校グラウンド	わかば保育園前広場	尾花沢市立尾花沢小学校グラウンド	六沢保育園前広場
荻袋保育園前広場	尾花沢市立宮沢中学校グラウンド	市民グラウンド	

## 南陽市

屋内施設			
山形県立南陽高等学校体育館	南陽市福祉センター	赤湯市民体育館	南陽市立小滝小学校体育館
南陽市立漆山中学校体育館	南陽市文化センター	南陽市健康長寿センター	南陽市立中川小学校体育館
南陽市立荻小学校体育館	南陽市金山公民館	南陽市赤湯公民館	南陽市中川公民館
南陽市吉野公民館	南陽市沖郷公民館	南陽市老人いこいの家	南陽市立梨郷小学校体育館

南陽市立吉野中学校体育館	南陽市立中川中学校体育館	南陽市中央公民館	南陽市梨郷公民館
南陽市立中川小学校釜渡戸冬期分校	南陽市立沖郷小学校体育館	南陽市立赤湯中学校体育館	南陽市立梨郷中学校体育館
南陽市立宮内中学校体育館	南陽市立沖郷中学校体育館	南陽市立漆山小学校体育館	南陽市立赤湯小学校体育館
南陽市立宮内小学校体育館	南陽市民体育館	南陽市漆山公民館	南陽市交流プラザ蔵楽
南陽市武道館	南陽市勤労青少年ホーム	南陽市夕鶴の里	
屋外施設			
山形県立南陽高等学校グラウンド	南陽市立宮内中学校グラウンド	南陽市立漆山小学校グラウンド	南陽市立赤湯小学校グラウンド
南陽市立漆山中学校グラウンド	南陽市立宮内小学校グラウンド	南陽市立小滝小学校グラウンド	南陽市立赤湯中学校グラウンド
南陽市立荻小学校グラウンド	南陽市立中川中学校グラウンド	南陽市立中川小学校グラウンド	赤湯小学校跡地
南陽市立吉野中学校グラウンド	南陽市立沖郷小学校グラウンド	南陽市立梨郷小学校グラウンド	
南陽市立中川小学校釜渡戸冬期分校グラウンド	南陽市立沖郷中学校グラウンド	南陽市立梨郷中学校グラウンド	

## 山辺町

屋内施設			
山形県立山辺高等学校体育館	山辺南部公民館	山辺町立大寺小学校体育館	山辺町役場作谷沢支所・公民館
山辺町近江公民館	山辺東部公民館	山辺町大寺公民館	山辺町立作谷沢小・中学校体育館
山辺町相模公民館	山辺町立山辺中学校体育館	山辺町立鳥海小・中学校体育館	山辺町武道館
山辺町立相模小学校体育館	山辺町立山辺小学校体育館	山辺町役場中支所・公民館	山辺町民総合体育館
山辺町中央公民館	山辺北部公民館	畑谷農村婦人の家	山辺町保健福祉センター
屋外施設			
山形県立山辺高等学校グラウンド	山辺町立山辺中学校グラウンド	山辺町立大寺小学校グラウンド	山辺町立作谷沢小学校グラウンド
山辺町立相模小学校グラウンド	山辺町立山辺小学校グラウンド	山辺町立鳥海小学校グラウンド	山辺町民グラウンド

## 中山町

屋内施設			
ひまわり温泉ゆ・ら・ら	中山共同福祉施設	中山町立豊田小学校体育館	中山町保健福祉センター
町民総合体育館	中山町立中山中学校体育館	なかやま保育園	
中山町立長崎小学校体育館	中央公民館	西部地区児童館	
屋外施設			
中山公園	総合体育館駐車場	中山共同福祉施設駐車場	町民グラウンド
ひまわり温泉ゆ・ら・ら駐車場	西部地区児童館前広場	中山町立中山中学校グラウンド	中山町立豊田小学校グラウンド
ひまわり温泉ゆ・ら・ら前交流広場	中山町立長崎小学校グラウンド	屋内ゲートボール場及び駐車場	

## 河北町

屋内施設			
山形県立みやま荘体育館	谷地保育所	河北町ふれあい交流施設 べに花温泉ひなの湯	溝延幼稚園

山形県立谷地高等学校体育館	河北町児童会館	河北町立西里小学校体育館	河北町立北谷地小学校体育館
河北町立河北中学校体育館	河北町コミュニティーセンター	西里農村改善センター	北谷地構造改善センター
河北町立谷地中部小学校体育館	河北町民体育館	西里幼稚園	北谷地保育所
河北町立谷地南部小学校体育館	河北町総合交流センター サハトベに花	河北町立溝延小学校体育館	
河北町立谷地西部小学校体育館	河北町勤労者交流プラザ	河北町溝延研修センター	
屋外施設			
山形県立みやま荘グラウンド	岩木農村公園	河北公園	所岡東公園
山形県立谷地高等学校グラウンド	笹本農村公園	谷地西部保育所グラウンド	所岡中部公園
元泉農村公園	北谷地構造改善センター 駐車場	河北町立谷地南部小学校 グラウンド	サハトベに花駐車場
天満農村公園	北谷地保育所グラウンド	荒町東公園	河北町立谷地中部小学校 グラウンド
両所農村公園	河北町立溝延小学校グラウンド	あさひ公園	河北町民体育館駐車場
根際農村公園	河北町溝延研修センター 駐車場	ほこえ公園	田中公園
河北町立西里小学校グラウンド	溝延幼稚園グラウンド	河北町立谷地西部小学校 グラウンド	河北中央公園
西里幼稚園グラウンド	新吉田農村公園	所岡公園	河北町立河北中学校グラウンド
農村改善センター駐車場	吉野農村公園	谷地保育所グラウンド	若葉公園

## 西川町

屋内施設			
西川町立西山小学校体育館	吉川地区水田農業確立研修センター	西川町立水沢小学校体育館	睦合公民館
西川町開発センター	綱取公民館	大井沢総合センター	梅沢会館
西川町立岩根沢小学校体育館	志津会館	西川町立入間小学校体育館	本道寺地区集会センター
西川町立西川中学校体育館	沼山地区集会センター	西川町立入間小学校小山分校体育館	
屋外施設			
西川町役場駐車場	西川町立川土居小学校グラウンド	西川町立水沢小学校グラウンド	西川町立入間小学校小山分校グラウンド
町民グラウンド	志津駐車場	西川町立大井沢小学校グラウンド	睦合公園
西川町立西川中学校グラウンド	沼山農村公園	西川町立入間小学校グラウンド	

## 朝日町

屋内施設			
朝日町民武道館	朝日町立上郷小学校体育館	朝日町立水本小学校体育館	朝日町立大谷小学校体育館
朝日町民体育館	朝日町立西五百川小学校体育館	朝日町立送橋小学校体育館	教育研究所立木研修センター
朝日町立朝日中学校体育館	朝日町健康増進センター	朝日町立大谷小学校大沼分校体育館	朝日町立和合小学校体育館
朝日町立宮宿小学校体育館	西部公民館	北部公民館	
屋外施設			
緑が丘公園	松程農村公園	水本農村公園	朝日町立大谷小学校グラウンド

助ノ巻農村公園	上郷農村公園	旧水本小学校グラウンド	大谷地区運動公園
朝日町立朝日中学校グラウンド	旧上郷小学校グラウンド	送橋農村公園	長沼山村広場
朝日町立宮宿小学校グラウンド	夏草農村公園	旧送橋小学校グラウンド	栗木沢農村公園
舟渡農村公園	朝日町立西五百川小学校グラウンド	太郎農村公園	教育研究所立木研修センター
川通農村公園	常盤農村公園	朝日町立大谷小学校大沼分校グラウンド	朝日町立和合小学校グラウンド
今平農村公園	西部地区総合運動場	大沼農村公園	和合平農村公園
能中農村公園	新宿農村公園	大船木農村公園	
西船渡農村公園	緑町公園	上郷ダムサイト運動場	

## 大江町

屋内施設			
朝日学園体育館	大江町立本郷東小学校体育館	中央公民館	大江町健康増進センター
山形県立左沢高等学校体育館	大江町立本郷西小学校体育館	西地区体育館	大江町立七軒東小学校グラウンド
山形県朝日少年自然の家体育館	大江町立七軒東小学校体育館	克雪管理センター	
大江町立左沢小学校体育館	大江町立七軒西小学校体育館	町民ふれあい会館	
大江町立三郷小学校体育館	大江町立大江中学校体育館	町体育センター	
屋外施設			
朝日学園グラウンド	大江町立三郷小学校グラウンド	大江町中央公民館	町体育センター前広場
山形県立左沢高等学校グラウンド	大江町立本郷西小学校グラウンド	大江町立本郷東小学校グラウンド	総合体育施設
山形県朝日少年自然の家グラウンド	大江町立七軒西小道海分校跡地	大江町立七軒西小学校グラウンド	荒木田グラウンド
大江町立左沢小学校グラウンド	大江町立大江中学校グラウンド	町民ふれあい会館前広場	

## 大石田町

屋内施設			
来迎寺公民館	今宿公民館	井出公民館	大石田町立田沢小学校体育館
里公民館	次年子公民館	朝日町公民館	新山寺公民館
上ノ原公民館	川前公民館	大石田町立大石田第一中学校体育館	小菅公民館
大石田町立横山小学校体育館	白鷺公民館	大石田町中央公民館	田沢公民館
横山地区総合センター	大浦公民館	本町公民館	大石田町立豊田小学校体育館
海谷公民館	大石田町立大石田小学校体育館	愛宕町公民館	豊田公民館
大石田町立亀井田小学校体育館	東町公民館	曙町公民館	クロスカルチャープラザ
大石田町立亀井田中学校体育館	八幡町公民館	栄町公民館	ふるさと自然館次年子
岩ヶ袋公民館	庚申町公民館	大石田保育園	旧最北高等技術専門校体育館
大石田町立駒籠小学校体育館	南通公民館	鷹巣公民館	

駒籠公民館	四日町公民館	大石田町立鷹巣小学校体育館	
屋外施設			
大石田町立横山小学校グラウンド	大石田町立駒籠小学校グラウンド	大石田町立大石田第一中学校グラウンド	大石田町立豊田小学校グラウンド
大石田町立亀井田小学校グラウンド	旧次年子小学校グラウンド	大石田町立鷹巣小学校グラウンド	桂桜公園
大石田町立亀井田中学校グラウンド	大石田町立大石田小学校グラウンド	大石田町立田沢小学校グラウンド	樋ノ口公園

## 金山町

屋内施設			
山形県立金山高等学校体育館	旧田茂沢分校体育館	金山町立金山中学校体育館	教育文化資料館
金山町立明安小学校体育館	勤労者体育センター	金山町中央公民館	金山町立有屋小学校体育館
金山町立金山小学校体育館	農村環境改善センター	金山町立中田小学校体育館	
屋外施設			
山形県立金山高等学校グラウンド	大柳公園	町民グラウンド	旧朴山分校グラウンド
金山町立明安小学校グラウンド	八幡公園	羽場児童公園	金山町立有屋小学校グラウンド
金山町立金山小学校グラウンド	金山町立金山中学校グラウンド	金山町立中田小学校グラウンド	

## 最上町

屋内施設			
山形県立新庄北高等学校最上校体育館	大堀公民館	最上町立月楯小学校体育館	最上町立瀬見小学校体育館
最上町立月楯小学校体育館	最上町立瀬見小学校体育館	月楯集落センター	瀬見公民館
月楯集落センター	瀬見公民館	萱場集会所	最上町立東法田小学校体育館
萱場集会所	最上町立東法田小学校体育館	最上町立もがみ幼稚園	東法田公民館
最上町立もがみ幼稚園	東法田公民館	向町駅公民館	最上町立富沢小学校体育館
向町駅公民館	最上町立富沢小学校体育館	豊田集会所	下小路公民館
豊田集会所	下小路公民館	前森集会所	最上町立富沢保育所
前森集会所	最上町立富沢保育所	原佐原公民館	最上町生活改善センター
原佐原公民館	最上町生活改善センター	赤沢公民館	笹森集会所
赤沢公民館	笹森集会所	沢原公民館	立小路集会所
沢原公民館	立小路集会所	最上町中央公民館	お湯トピアもがみ
最上町中央公民館	お湯トピアもがみ	最上町立愛宕保育所	万騎原公民館
最上町立愛宕保育所	万騎原公民館	最上町立最上中学校体育館	松根公民館
最上町立最上中学校体育館	松根公民館	最上町立向町小学校体育館	明神公民館
最上町立向町小学校体育館	明神公民館	黒沢公民館	最上町立赤倉小学校体育館
黒沢公民館	最上町立赤倉小学校体育館	堺田集会所	最上町立赤倉保育所

堺田集会所	最上町立赤倉保育所	上鶴杉集会所	法田中公民館
上鶴杉集会所	法田中公民館	最上町立大堀小学校体育館	野頭公民館
最上町立大堀小学校体育館	野頭公民館	鶴杉集会所	法田下公民館
鶴杉集会所	法田下公民館	志茂公民館	本城集会所
志茂公民館	本城集会所	最上町立大堀保育所	十日町公民館
最上町立大堀保育所	十日町公民館	新清会館	最上町立満沢小学校体育館
新清会館	最上町立満沢小学校体育館	最上町基幹集落センター	下満沢公民館
最上町基幹集落センター	下満沢公民館	横川集会所	細の原集会所
横川集会所	細の原集会所	若宮公民館	上満沢集会所
若宮公民館	上満沢集会所	下白川公民館	一刎公民館
下白川公民館	一刎公民館	最上町民体育館	向町交流会館
最上町民体育館	向町交流会館	大堀公民館	
屋外施設			
山形県立新庄北高等学校最上校グラウンド	最上町立向町小学校グラウンド	最上町立東法田小学校グラウンド	最上町立赤倉小学校グラウンド
最上町立月楯小学校グラウンド	最上町立大堀小学校グラウンド	最上町立富沢小学校グラウンド	最上町立満沢小学校グラウンド
最上町立最上中学校グラウンド	最上町立瀬見小学校グラウンド	ふれあいの里グラウンド	

## 舟形町

屋内施設			
野集会センター-	大平多目的集会所	舟形町立舟形小学校体育館	実栗屋公民館
幅高齢者コミュニティセンター-	紫山農事集会所	長者原公民館	横山公民館
長尾公民館	沖の原地域農業総合管理施設	富田公民館	真木野公民館
内山多目的集会所	一の関公民館	福寿野防災ダム管理センター	新堀公民館
長沢公民館	舟形保育所	馬形構造改善センター	西又地区多目的集会所
長沢保育所	中央公民館	舟形町立富長小学校体育館	松橋地区多目的集会所
生涯学習センター-	西堀公民館	堀内出張所	舟形町立堀内小学校体育館
舟形町立長沢小学校体育館	木友公民館	堀内生活改善センター-	
経壇原公民館	太折多目的集会所	洲崎木工クラフト館	
屋外施設			
鮎パーク	海洋センター体育館前	大平多目的集会場前広場	実栗屋公民館前広場
運動公園	舟形町立舟形小学校グラウンド	舟形町立長沢保育所グラウンド	新堀公民館西方の広場
農村公園	西堀住宅団地内広場	経壇原運動広場	真木野公民館裏広場
舟形小学校跡地	舟形町立舟形中学校グラウンド	長尾公民館前広場	横山公民館前広場

紫山農事集会所前広場	えんじゅ荘周辺広場	幅コミュニティセンター前広場	西又集会所前広場
木友ゲートボール場	長者原公民館前広場	富田町内会グラウンド	松橋集会所脇広場
木友公民館前広場	福寿野ゲートボール場	太折多目的集会所前広場	山形交通前広場
光生園周辺広場	福寿野管理センター前広場	舟形町立富長小学校グラウンド	洲崎木工クラフト館前広場
舟形町役場前駐車場	小国川多目的広場	富田公民館前広場	母子健康センター跡地
沖の原総合管理施設前広場	野ゲートボール場	生活改善センター前広場	馬形公民館周辺
新庄もがみ農協集荷場前	舟形町立長沢小学校グラウンド	堀内改善会館前広場	
舟形駅前	長沢駅前広場	舟形町立堀内小学校グラウンド	
舟形保育所グラウンド	内山集会所前広場	堀内出張所グラウンド	

## 真室川町

屋内施設			
山形県立真室川高等学校体育館	真室川町民武道館	真室川町立平枝小学校体育館	真室川町立及位小学校体育館
山形県神室少年自然の家活動広場	真室川町立真室川小学校体育館	真室川町立釜淵小学校体育館	真室川町立安楽城小学校西郡分校体育館
真室川中央公民館	真室川町立安楽城小学校体育館	真室川町立小又小学校体育館	真室川町立真室川中学校体育館
真室川総合体育館	真室川町立差首鍋小学校体育館	真室川町立大滝小学校体育館	真室川町立及位中学校体育館
屋外施設			
山形県立真室川高等学校グラウンド	真室川町立差首鍋小学校グラウンド	真室川町立大滝小学校グラウンド	真室川町立安楽城小学校西郡分校グラウンド
山形県神室少年自然の家グラウンド	真室川町立平枝小学校グラウンド	真室川町立及位中学校グラウンド	真室川町立真室川中学校グラウンド
真室川町立釜淵小学校グラウンド	真室川町総合運動公園	真室川町立安楽城小学校グラウンド	真室川公園
真室川町立及位小学校グラウンド	真室川町立真室川小学校グラウンド	真室川町立小又小学校グラウンド	

## 大蔵村

屋内施設			
大蔵村中央公民館集会場	大蔵村立赤松小学校体育館	大蔵村立沼台小中学校体育館	大蔵村立肘折小中学校体育館
大蔵村立大蔵小学校体育館	大蔵村立大蔵中学校体育館		
屋外施設			
大蔵村立大蔵小学校グラウンド	大蔵村立赤松小学校グラウンド	大蔵村立沼台小中学校グラウンド	大蔵村立肘折小中学校グラウンド
大蔵村立大蔵中学校グラウンド			

## 鮭川村

屋内施設			
鮭川村中央公民館	鮭川村立曲川小学校体育館	鮭川村立鮭川小学校体育館	中渡公民館
鮭川村立牛潜小学校体育館	鮭川村立曲川小学校木の根坂分校体育館	鮭川村農村交流センター	中渡保育所
鮭川村立大豊小学校体育館	鮭川村立曲川小学校芦沢分校体育館	鮭川村保健センター	鮭川村立大豊中学校体育館
屋外施設			

こまどり保育所前広場	鮭川村立曲川小学校グラウンド	鮭川村立曲川小学校芦沢分校グラウンド	鮭川村立鮭川中学校グラウンド
鮭川村立牛潜小学校グラウンド	鮭川村立曲川小学校木の根坂分校グラウンド	鮭川村立鮭川小学校グラウンド	中渡保育所前広場
鮭川村立大豊小学校グラウンド	曲川保育所前広場	鮭川村役場駐車場	鮭川村立大豊中学校グラウンド

## 戸沢村

屋内施設			
中央公民館	戸沢村立古口小学校体育館	戸沢保育所	農業環境改善センター
戸沢村若者センター	戸沢村立角川小・中学校体育館	古口保育所	
戸沢村立神田小学校体育館	戸沢村立戸沢中学校体育館	角川保育所	
戸沢村立戸沢小学校体育館	神田保育所	戸沢村保健センター	
屋外施設			
角川保育所前広場	古口保育所前広場	戸沢村立戸沢中学校グラウンド	中央公民館グラウンド
本郷農村公園	戸沢村立古口小学校グラウンド	戸沢村若者総合施設	
農村環境改善センター前広場	戸沢村立神田小学校グラウンド	戸沢村立戸沢小学校グラウンド	
戸沢村立角川小学校グラウンド	神田保育所前広場	戸沢保育所前広場	

## 高畠町

屋内施設			
山形県立高畠高等学校体育館	和田地区公民館	高畠町中央公民館	高畠町立屋代小学校体育館
高畠町立第一中学校体育館	高畠町立第三中学校体育館	高畠町立時沢小学校体育館	高畠町立二井宿小学校体育館
亀岡地区公民館	高畠町立高畠小学校体育館	高畠町立糠野目小学校体育館	二井宿地区公民館
高畠町立亀岡小学校体育館	高畠町武道館	高畠町立和田小学校上和田分校多目的ホール	高畠町立第四中学校体育館
高畠町立和田小学校体育館	高畠町営体育館	高畠町立第二中学校体育館	生涯学習館
屋外施設			
山形県立高畠高等学校グラウンド			

## 川西町

屋内施設			
山形県立総合コロニー希望が丘体育館	川西町立高山小学校体育館	川西町立小松小学校体育館	川西町立大塚小学校体育館
山形県立置賜農業高等学校体育館	川西町立吉島小学校体育館	ダリヤ会館	川西町立中郡小学校体育館
川西町立玉庭小学校体育館	川西町立犬川小学校体育館	川西町立東沢小学校体育館	
屋外施設			
山形県立総合コロニー希望が丘グラウンド	川西町立高山小学校グラウンド	川西町立小松小学校グラウンド	川西町立中郡小学校グラウンド
山形県立置賜農業高等学校グラウンド	川西町立吉島小学校グラウンド	川西町立東沢小学校グラウンド	
川西町立玉庭小学校グラウンド	川西町立犬川小学校グラウンド	川西町立大塚小学校グラウンド	

## 小国町

屋内施設			
山形県立小国高等学校体育館	小国町立伊佐領小学校体育館	小国町立沖庭小学校体育館	小国町立小玉川小中学校体育館
小国町民総合体育館	小国町立白沼小中学校体育館	小国町立北部小中学校体育館	小国町立小国中学校体育館
小国町立小国小学校体育館	小国町立叶水小中学校体育館	小国町立玉川小中学校体育館	
屋外施設			
山形県立小国高等学校グラウンド			

## 白鷹町

屋内施設			
山形県立荒砥高等学校体育館	白鷹町立鷹山小学校体育館	白鷹町鮎貝地区公民館	山峡の里交流施設
白鷹町立蚕桑小学校体育館	白鷹町立中山小学校体育館	白鷹町荒砥地区公民館	
白鷹町立鮎貝小学校体育館	白鷹町立東根小学校体育館	白鷹町鷹山地区公民館	
白鷹町立荒砥小学校体育館	白鷹町蚕桑地区公民館	白鷹町東根地区公民館	
屋外施設			
山形県立荒砥高等学校グラウンド	白鷹町立蚕桑小学校グラウンド	白鷹町立鷹山小学校グラウンド	東陽の里公園
白鷹町スポーツ公園	白鷹町立荒砥小学校グラウンド	白鷹町立中山小学校グラウンド	
白鷹町立鮎貝小学校グラウンド	山峡の里交流施設広場	白鷹町立東根小学校グラウンド	

## 飯豊町

屋内施設			
山形県立置賜農業高等学校飯豊分校体育館	飯豊町立第二小学校体育館	飯豊町立添川小学校体育館	飯豊町立中津川小中学校体育館
山形県飯豊少年自然の家活動広場	飯豊町立飯豊中学校体育館	添川児童センター	高齢者介護予防センター
飯豊町立第一小学校体育館	飯豊町民スポーツセンター	飯豊町東部地区公民館	飯豊町中津川地区公民館
飯豊町立いいで中部幼稚園	飯豊町町民総合センター	飯豊町立手ノ子小学校体育館	
飯豊町中部地区公民館	飯豊町白樺地区公民館	飯豊町立手ノ子幼稚園	
飯豊町さゆり保育園	飯豊町つばき保育園	飯豊町西部地区公民館	
屋外施設			
山形県立置賜農業高等学校飯豊分校グラウンド	白川ダム湖岸公園	置賜白川おらだの川施設	飯豊町立第一小学校グラウンド
飯豊町立手ノ子小学校グラウンド	飯豊町民野球場		

## 三川町

屋内施設			
みかわ保育園・幼稚園	町民武道館	旧東郷公民館	なの花ホール
押切公民館	ふれあい館	三川町立三川中学校体育館	田田の宿
三川町公民館	田田(休憩管理棟)、田田の宿(旧昔屋)	屋内多目的運動施設	
三川町立横山小学校体育館	三川町立東郷小学校体育館	三川町文化交流館	

三川町立押切小学校体育館	町民体育館	三川町高齢者若者センター	
屋外施設			
三川町立押切小学校グラウンド	袖東公園	三川町立三川中学校グラウンド	町民グラウンド
対馬児童公園	三川町立横山小学校グラウンド	いろり火の里	三川町立東郷小学校グラウンド
蛾眉公園			

## 庄内町

屋内施設			
山形県立庄内総合高等学校体育館	庄内町清川保育園	旧南部児童館	庄内町立余目中学校東体育館
庄内町大中島自然ふれあい館	庄内町立狩川小学校体育館	庄内町農林漁業体験実習館	庄内町立余目中学校西体育館
庄内町大中島自然ふれあい館体育館	庄内町立立川中学校体育館	庄内町風車村センター	庄内町武道館
庄内町立立谷沢小学校体育館	庄内町立立川中学校セミナーハウス	庄内町立余目第四小学校体育館	庄内町総合体育館
庄内町立立谷沢公民館	庄内町狩川公民館(庄内町中央公民館・庄内町コミュニティセンター)	庄内町余目第四公民館	庄内町文化創造館
庄内町立立谷沢体育館	庄内町コミュニティ防災センター	庄内町立余目第三小学校体育館	庄内町余目第三公民館
庄内町立清川小学校体育館	庄内町立川老人福祉センター	庄内町余目第二公民館	庄内町立余目第一小学校体育館
庄内町清川公民館	庄内町体育センター	庄内町立余目第二小学校体育館	庄内町余目第一公民館
屋外施設			
山形県立庄内総合高等学校グラウンド	庄内町狩川公民館(庄内町中央公民館・庄内町コミュニティセンター)駐車場	庄内町立余目第四小学校グラウンド	庄内町余目グラウンド
庄内町立立谷沢公民館駐車場	庄内町体育センター駐車場	小出沼用地	庄内町武道館駐車場
庄内町立立谷沢小学校グラウンド	庄内町立川老人福祉センター駐車場	庄内町前田野目グラウンドゴルフ場	八幡公園
庄内町立立谷沢体育館駐車場	庄内町立清川小学校グラウンド	庄内町余目第四公民館駐車場	庄内町総合体育館駐車場
旧南部児童館	庄内町清川公民館駐車場	庄内町南野グラウンド	ふれあいひまわり広場
庄内町農林漁業体験実習館駐車場	庄内町立清川保育園	庄内町立余目第三小学校グラウンド	庄内町文化創造館駐車場
庄内町風車村センター駐車場	大中島自然ふれあい館野外広場	庄内町余目第二公民館駐車場	庄内町余目第三公民館駐車場
庄内町コミュニティ防災センター駐車場	松陽公園	庄内町立余目第二小学校グラウンド	庄内町立余目第一小学校グラウンド
庄内町立立川中学校グラウンド	家根合農村公園	中堀野農村公園	庄内町余目第一公民館駐車場
庄内町立狩川小学校グラウンド	旧八栄里児童館敷地	なかよしフラワー公園	防災緑地
庄内町立立川中学校セミナーハウス前広場	宮曽根農村公園	庄内町立余目中学校グラウンド	

## 遊佐町

屋内施設			
山形県立吹浦荘体育館	遊佐町立西遊佐小学校体育館	高瀬公民館	遊佐町農業者トレーニングセンター
山形県立鳥海学園体育館	遊佐町立高瀬小学校体育館	吹浦公民館	遊佐保育園
山形県海浜青年の家体育館	遊佐町立吹浦小学校体育館	蕨岡公民館杉沢分館	藤崎保育園

山形県立遊佐高等学校体育館	遊佐町中央公民館	遊佐町白井自然の家	吹浦保育園
遊佐町立蕨岡小学校体育館	蕨岡公民館	遊佐町民体育館	菅里保育園
遊佐町立遊佐小学校体育館	稲川公民館	菅里体育館	菅里児童館
遊佐町立稲川小学校体育館	西遊佐公民館	遊佐町漁村センター	
屋外施設			
山形県立吹浦荘グラウンド	サンスポーツランド遊佐	遊佐町立高瀬小学校グラウンド	菅里児童館前広場
山形県立鳥海学園グラウンド	遊佐町立吹浦小学校グラウンド	遊佐町立西遊佐小学校グラウンド	菅里保育園前広場
山形県立遊佐高等学校グラウンド	吹浦保育園前広場	遊佐町民スポーツ広場東コート	野沢農村公園
山形県海浜青年の家グラウンド	吹浦児童公園	遊佐町民スポーツ広場西コート	藤井農村公園
遊佐町立遊佐小学校グラウンド	菅里広場	比子児童遊園地	遊佐保育園前広場
遊佐町立稲川小学校グラウンド	藤崎保育園前広場	遊佐町立蕨岡小学校グラウンド	遊佐児童遊園地
遊佐町立遊佐中学校グラウンド	旧稲川小学校グラウンド	蕨岡児童遊園地	